

第三十一次回国会 衆議院 商工委員會議録 第十四号

昭和三十四年二月十三日(金曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小泉 純也君

理事小平 久雄君 理事中村 幸八君

理事南 好雄君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

赤澤 正道君 新井 京太君

岡本 茂君 鹿野 彦吉君

菅野和太郎君 木倉和一郎君

始関 伊平君 關谷 勝利君

中井 一夫君 野田 武夫君

野原 正勝君 細田 義安君

山手 満男君 渡邊 本治君

坂川 正吾君 今村 等君

勝澤 芳雄君 小林 正美君

鈴木 一君 永井勝次郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 中川 俊思君

通商産業事務官 小出 榮一君

(重工業局長) 岩武 照彦君

中小企業庁長官 岩武 照彦君

委員外の出席者

中小企業信用保証公庫理事長 山本 茂君

参考 (商工組合中央金庫理事長) 北野 重雄君

参考 (商工組合中央金庫理事) 加藤 八郎君

参考 (商工組合中央金庫理事) 八郎君

参考 (商工組合中央金庫理事) 八郎君

参考 (商工組合中央金庫理事) 八郎君

参考 (商工組合中央金庫理事) 八郎君

参考 (商工組合中央金庫理事) 八郎君

参考 (商工組合中央金庫理事) 八郎君

参考 (商工組合中央金庫理事) 八郎君

参考 (商工組合中央金庫理事) 八郎君

参考 (商工組合中央金庫理事) 八郎君

同(小川平二君紹介)(第一二七三号)

小売商業特別措置法案の一部修正等

に関する諸願外二件(永井勝次郎君

紹介)(第一一八六号)

同(小平忠君紹介)(第一二八六号)

同(館後三君紹介)(第一二八七号)

同(芳賀實君紹介)(第一二八八号)

同(安井吉典君紹介)(第一二八九号)

同(大西正道君紹介)(第一三三四号)

同(安井吉典君紹介)(第一三三三

号)

同(足鹿寛君紹介)(第一三八七号)

同外四件(山中日露史君紹介)(第一

三八八号)

輸出入取引法の一部を改正する法律

案反対に関する諸願(永井勝次郎君

紹介)(第一一八七号)

同外二件(小平忠君紹介)(第一二七

六号)

同(館後三君紹介)(第一二七七号)

同(芳賀實君紹介)(第一二七八号)

同外一件(松浦定義君紹介)(第一二

七九号)

同(安井吉典君紹介)(第一二八〇

号)

同(石野久男君紹介)(第一二三三八

号)

同外二件(安井吉典君紹介)(第一三

三九号)

同外十二件(岡田春夫君紹介)(第一

三四〇号)

同外一件(山中日露史君紹介)(第一

三八九号)

日中貿易再開に関する諸願外五件

(淺香忠雄君紹介)(第一二〇九号)

輸出入取引法等の一部改正案に関する

諸願(前田都君紹介)(第一二二〇

号)

同(池田清志君紹介)(第一二七四

号)

同(前田都君紹介)(第一二七五号)

同(日中貿易再開促進に関する諸願(小

川平二君紹介)(第一二七二号)

小売商業特別措置法案の一部改正に

関する諸願外三件(小平忠君紹介)

(第一二八一号)

同(館後三君紹介)(第一二八二号)

同(芳賀實君紹介)(第一二八三号)

同外一件(松浦定義君紹介)(第一二

八四号)

同(安井吉典君紹介)(第一二八五

号)

同(石野久男君紹介)(第一三三一

号)

同外十四件(岡田春夫君紹介)(第一

三四二号)

同外二件(安井吉典君紹介)(第一三

四三三号)

同外一件(山中日露史君紹介)(第一

三九〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

商工組合中央金庫法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第六一五号)

中小企業信用保証公庫法の一部を改

正する法律案(内閣提出第六二二号)

航空機工業振興法の一部を改正する

法律案(内閣提出第八五五号)

○長谷川委員長 これより会議を開き

ます。

商工組合中央金庫法の一部を改正す

る法律案、中小企業信用保証公庫法の

一部を改正する法律案、航空機工業振

興法の一部を改正する法律案及びブラ

ント類輸出促進臨時措置法案の四案を

一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これ

を許可いたします。

なお商工組合中央金庫法の一部を改

正する法律案及び中小企業信用保証公

庫の一部を改正する法律案の両案審査

のため、参考人として商工組合中央金

庫理事長の北野重雄君及び同じく理

事の加藤八郎君が御出席になつており

すので御承知お願ひしたいと思います。

それではこれより審査を進めます。

松平忠久君。

○松平委員 前会に引き続いて留保し

た部分を御質問したいと思います。そ

れは主として中小企業信用保証公庫の

問題についてであります。事務の引き

継ぎを受けてから約半年くらいになる

だらうと思うのですが、その間非常に

お忙しいようになつておられるので

すが、居残りなんか毎日やっておると

いうことですが、今一番忙しいことと

いのは、公庫ではどういふことが忙

しいのですか、それを理事長からお伺

いしたい。

○山本説明員 ただいま公庫について

御質問がありましたので、お答申し

上げます。一番居残りで忙しくやつて

おりますのは、引き継ぎを受けた書類

のうちで、保険金の支払いというもの

がかなりたまっておつたのでありまし

て、これをできるだけ早く現金の支払

いをするというところに全力を注ぎまし

て、保険金の支払いを進捗しまして、

現在では引き継ぎを受けた書類

は、大体はけたという状態になつてお

ります。そのほか保険料の調整とい

つたようなものもできるだけ早くやる

ということが公庫の使命でもあります

ので、できるだけ早くやるということ

で、ときには居残りをしてみんな努力

するといつたようなことで、大いに事

務の進捗をはかつておるといふこと

でありますので、御了承を願ひます。

○松平委員 特別会計時代には一番苦

情があつたのは、御承知のように、保

険金の支払いの遅延だということに

あつたわけですね。そこで保証協会が

つてもそれを苦情の種になつておつた。公

庫に移つてから居残りもつとして、

なるべく早くこれを支払うということ

で御苦労しておることは非常によくわ

かるのですが、今はどうですか。大体ど

のくらいでその金が保証協会にいくよ

うになりましたか。

○山本説明員 ただいまは私どもの公

庫の方へ保険金の支払いの請求がきま

してから、大体おそくても二カ月くら

い、早いのは一カ月くらい、それで保

険金の審査を終りました支払いをして

おりますので、保証協会その他も大体

そつというところで御満足をいただい

ておると思つております。

○松平委員 それからお伺ひしたいの

は、もう一つの苦情は、その手続が非

常に煩瑣だったということなんです。書類を三千何通も書かなければならなかったという事もありました。非常に手続が煩瑣だったという事を聞いておられるわけですが、その後それらの書類等の種類が減つたのかどうか、いわゆる手続が簡素化されておるかとかということをお伺いしたいと同時に、何か公庫並びに通産省の方におきまして、事務手続を省くための便法というふうなものを考えておるかとか。たとえば、一件々々を保険にするというふうなことでなく、包括保険であるとするれば、何かその手続を省略して、一件々にせずにやるような方式というものはあるのかどうか。もしそういうような方式ができれば、これは非常に事務が簡素化されてくるのではなからうか、こういうふうに思ふわけなんです。つまり一件一件の保険についての書類上の手続ではなくて、それを月ごとに大体まとめてやるとか、何かそういう包括的な事務手続というものはあるのかどうか。そうすれば、保証協会の方も、それから公庫の方も、非常に手数が省けるのではないかと、こう思ふのですが、そういうことについてのお気づきの点というものはあるのでしょうか。

○山本説明員 事務の簡素化、迅速化ということにつきましては、国会の御決議がありまして、その線に沿うて努力しておるわけでありまして、ただいまの御指摘の申請書あるいはその他の書類の提出につきましては、昨年の七月とことしの一月とに二回にわたって、数も少くするし、必要なのは省くということにいたしました。

それから御指摘の、包括的にやったらどうかという点であります。これは今どうやらたまたま結論が出るかという研究をしておりますので、その結論が出ましたら、もう少し具体的に回答ができるかと思ひます。

○松平委員 それから現行の制度は經由機関が多いんじゃないかと思うのです。この經由機関を簡素化していくという方法の一つを考えてみたかどうか。たとえば今ここに加藤さんのおいでになるが、商工中金なら商工中金の支所ですと、本所へ来る、そこからこういふふうに行くというふうなことで、それをそうせずに、一ぺんにすうと行くような方法がないのかどうか。經由機関の整理というふうなことを、一体考えておられるかどうか、その点をお伺いしたい。

○山本説明員 經由機関の整理の問題でございますが、ただいま私どもの方は地方に出先機関を持っております。それから、商工中金の方にお願ひしておりますので、地方の關係は商工中金の支所を使つておるわけですが、ただいま御指摘のように、商工中金の本所を通るかどうかという点は、ただいま商工中金と御相談しておりますので、何らか簡便な結果が出るかと思つております。

○松平委員 商工中金を經由する場合に、私は、商工中金との話がつくならば、何も商工中金の本所を經由しなくてもこれはいいんじゃないか、こういふふうにも思ふわけですが、それだけつまり手数も省けるし、同時にまた、これは時間的にも節約できるというふうに思ふのですが、一つそこらのところの研究をしていただきたいと思ふのです。

それからもう一つ伺いたいのは、この前の特別会計のときに、本年度つまり三十三年度はどの程度の赤字があるかというのを私質問したことがある。私のその当時の見込みとして、約五億圓くらいの赤字があるのではなからうかというふうに思つたが、当時の担当課長は、大体四、五億の赤字があるというのを言つておりました。それをば皆さんの方々が受け継がれて、今日やつておられる、こういうことになつておるわけですが、そういうこと、その程度の赤字というものは、やはりこれは見込まれるものではなからうかと思ひます。また来年度は、しからばその赤字というものは一体どの程度お見込みになるのか、その見込額、本年度、来年度の分をお聞かせ願ひたい。

○山本説明員 公庫の赤字について御質問がございましたが、赤字は今年度、保険金の支払いもふえた關係でございまして、三十三年度におきましては三千五百萬圓の赤字という事を見込んでおります。三十四年度になりますと、大まかな数字で申し上げますと、約四億圓の赤字が出るんじゃないかと、こう思つております。そのおもな原因は、特別会計の時代に融資保険をたくさんやつておつたのであります。が、この融資保険は非常に赤字がたかさん出る保険でありまして、ことに担保率が八〇％になっておりますので、その融資保険の保険金の支払いというものが大体すれまして二年後に結果が出てくるのであります。特別会計時代から二年たつた三十四年度に約四億圓の赤字が出てくる、こういうふうには計算しております。この融資保険の方は本公庫になりましてからは、ワクが

かなり少くなりまして、三十三年度は百億、三十四年度は九十億ということで大體に減つておりますので、この方からの赤字は今後はそんなにたかさん出てこない。従つて大體公庫の収益で支出はまかなえる。そんなにたかさん三十五年度以降は赤字は出ないのではありません。若し赤字をやむを得ないのであります。若し赤字といつたような赤字は出てこないと思ひます。

○松平委員 逆選択でありますからやむを得なかつたということ、もう一つは、銀行が非常に悪賢くて、保証協会の犠牲において銀行が助かつたといふのが、實際を申し上げます。この制度なんです。従つてこの制度そのものに非常に欠陥があつてしうがない、やむを得ない赤字だらうと思ふのです。これは特別会計だらうが、公庫に移つた後だらうが、今までのような制度だったら必ず融資保険というものは多くなつて、そしていわゆる銀行救済事業にこの保険事業というものが大部分とられてしまふような結果になつてきた、私はこう思ふのです。従つてあの制度そのものにさういふ欠陥があつたのだから、やむを得ない赤字だらうと思ひますが、少くともさういふ制度を國家並びに政府も原案を国会に提出して、それが国会の承認を得て出た赤字なんだから、これは政府自体が始末をしてくれなければならぬ赤字だらうと思ふのです。一体政府は、この赤字に対してどういふ考えを持つてゐるのか、これを基金の食いつぶしといふことでいいのか、私はさうあつてはならないと思ふ。これはせつかく基金で川上君が作つたときには、まあ二百億程度にしてやろうといふことで、この豊富な財

源をもつて、さうして損失をカバーしていくというアイデアがあつたから、これは非常にけつこうだと思つておつたが、その後實際的には百億程度になつてしまつて、川上君の構想がくずれた。しかしその構想そのものはいいいわけです。ところが今申しました赤字というものは、その前の時代の、しかも融資保険から出た赤字である、こういうことであるならば、それは今回の増資された分と申しますか、百何億の基金を食いつぶして、その赤字を埋めていくといふような考えで初めからあつたかどうか。私は少くともそうではないと、川上君の構想というものは二百億程度のものでは運営していく、こういう構想が百億に減つたのでありますから、節約もしていかなければならぬけれども、そういう減つた分ならなおかつこの四、五億の赤字というものを控除してしまふというふうなことがあつてはならないと思ふ。その点は政府はどういうふうにお考えになつておるか。

○岩武政府委員 保険公庫の損益計算上の損失金というのは、法律的に言いますれば減資することになつておるわけでありまして、それで今理事長から話がありましたが、一体三十四年度に幾らの公庫の予算、参照資料には四億程度と見込んでおります。これは支払い準備金等の繰り入れを控除したあとの損失であるわけでありまして、さうしてどういふふうな決算をするかという問題が一つあるわけでございますが、いづれにしてもかなりの損失が立つことは免れないようでありまして、その原因は今御指摘の通りでございます。従つて

政府機関でございますし、また普通の公庫、政府機関の基金、いわゆる資本金と違ひまして、保険公庫のはこれが直接保険なり保証の基礎になるわけでございますから、われわれとしては、これは減らしたくない。裏から言いますれば、政府出資によってこれをカバーすべきものだ、こう考えております。ただ明年度予算に予定してあります十億円は、これは減資補てんではございせん。むしろ三十五年度予算においてどういふような措置をとるかということになると思いますが、いずれにしてもわれわれの気持としては、基金が減つて参る、ことに保険基金が減つて参るようなことはしたくないと思ひます。同時にやはり時期は、毎年度の特別会計時代に付保しましたしりが出て参つておると思ひます。大体二年から三年おくれ出て参りますから、今後とも出てくるだらうと思つております。現在の業務運営からしましても、やはり逆選択の保険、これは融資保険にしましてもあるいは保証保険にしましても、逆選択の保険、そういう制度は、これはあまり奨励しない方がいいのではないかと、むしろ薄く広くカバーする意味の包括保険といひますか、その方に重点を置くべきだらうと思つております。

○松平委員 趣旨はまさにその通りだらうと思ひ、また今岩武長官のお答えによると、この赤字は決算のときにいづれ三十五年度で政府から補てんしてもらわなければならぬという趣旨のことを述べられたわけですか。私はその通りだらうと思ひます。そこで今申されたような工合に、逆選択では実際は困るので、広く薄くという包括保険の方へ移行されていかんとするのがこの制度なんだ。しかし今過渡期でありまして、当初の予定の二百億というより資金もないわけであるから、そこがなかなかむずかしいので、従つて第二種包括保険のごときは、先日の理事長の説明によつても三つしかない、こゝろいふような状態なんです。それを赤字の解消といふことをせくと、かならず第二種を勧誘しなくちゃならぬというやうなことにならざるを得ないわけでありまして。私はさういふことはやらぬ方がいいと思ひます。つまりこの公庫の運営をほんとうに法の精神のようによつていくといふためには、やたらと第二種を勧誘するといふことになつてはまずい、こゝろいふやうに思ひます。一体その点は公庫はどういふやうにお考えになるのですか。三つしかないけれども、まあ三つで当分がまんしておいて、向うがやりたいといふときはやつてやるけれども、第二種に入れられたいといふ勧誘をするといふやうな方針はないわけでしょうか。

○山本説明員 御指摘のように第一の包括保険については非常に数が少いのでありますが、といふて、これは勧誘すべきものではないといふことも、やはり御指摘の通りであります。ただこれは現在普通保証保険と並立いたしてありますので、各保証協会の方ではいろいろ経済的な利便を考えた上普通保証保険の方が有利と考えられておりますので、そつちの方は非常に希望があります。第二種の方は希望が少いわけでありまして。保証協会の方の希望を聞きますと、第一の要望は普通保証保険のワクをふやしてくれといふことをしきりに言われておる。もう一つの要望は、このワクは今まで通りでもいいけれども、第二種の方を大いにやるのなら、もう少し料率を下げてくれぬかといふことを言われておりますが、現在公庫の収支計画では、一応第二種の現在の料率を下げてはいろいろの点に支障がありますので、その点はどうしたものか、実は私どもの方で研究しておるわけでありまして、これは私の試算であります。第一種と第二種を通して、第三種の保険といひますか、一種と二種を合併したもので、その料率を一分くらい下のものをやつたら、あるいは収入の点においても大した差異がなくて、しこりして各保証協会さんの賛成を得られるやうなものができやせぬかといふやうなことも、これは私案としては考へておるのでございすが、今のところはまだ監督官庁に御相談するまでには至つておりません。

○松平委員 それからもう一つ伺いたすのは、公庫として保証協会との間に、いふゆる保険の最高額と申しておいて、いわゆる現在の保証協会なり公庫なり、これは現在の保証協会なり公庫を利用する層が、なべ底的な景気といふやうなことから非常に融資の窮乏さといふものが去年ありまして、今年はかなり範囲が広がつてきた、つまり今まで保証協会なんかあまり御厄介にならなかつたもののが、かなり保証協会に厄介になるやうになつてきたといふ現実の姿が、地方に参りますとあるわけですか。従つてさういふ人たちの保証額の限度といふものは現行の限度では困る、もつと限度を上げてもらいたい、さういふやうな層が、この保証協会の方には出てきてしまつたわけですか。ですから私は保険の方も最高額といふものを若干いじる必要があるのではないかと、上げる必要があるのではないかと、さういふやうなことを感じておる。さういふことを希望しておる人が非常に多いわけなんです。それに對しては研究が何かされたことばございせんか。

○山本説明員 保険の最高限を高くしてくれといふ希望は、実はちよいぢやない聞いておるのであります。その点も研究しておるわけでありまして、さうしてそれを幾らにしたいかといふのはつきりした結論はまだ出ておりませんので、至急さういふ結論を出しまして監督官庁に御相談申し上げたいと思つております。

○松平委員 最後に、これは質問ではありませんが、意見と希望ですが、今私が申しましたことをせんじ詰めれば、いかに合理的にこれを節約して、しかもこれを利用する人たちの便利のためになるやうなサービスの精神から、運営の改善をはかつていくといふことが第一の点。第二の点は、さういふサービスを受けるやうな人たちが、つまり利用者の満足をするやうなことをするためには、何としても結局金なんです。当初の予定のところへ早く持つていくといふことをしなければならぬ。こゝろは、審議されておるこの法案の内容にもある通り十億円——初め五億円だったものを、われわれも大蔵省に行つて十億円にしたらつたといふやうないきさつがあるわけですが、こゝろいふことを、とにかく積み重ねていくといふこと、今後とも超党派的に機会あるごとに努力していく、さういふことをやつていくよりほか方法はないと思ひます。さういふやうな意味で、一面においてはサービスの改善のためのいろいろなことを考へていく、同時に一面においては、これを裏づけるところのものを持つていくといふこととで、しんぼり強くこれを育てていくといふところに主眼があるだらうと思ひます。私はそれを希望しまして私の質問はこれで打ち切りにいたします。

○長谷川委員長 永井勝次郎君。

○永井委員 中小企業金融関係について最初に長官に伺ひたいのです。昨年中における在庫調整という政府の経済政策の結果として、中小企業にどのような影響があるか。三十四年度の中小企業対策といふものは、どのように中小企業がその影響を受けた実態の上から立つて、出発しようとしておるのであるか。その対策の起点と、それから三十三年度の在庫調整によるしわ寄せの実態といふものを、どういふやうに把握されておるか、この二つの点について伺ひたいと思ひます。

○岩武政府委員 金融引き締めにおきまして在庫調整の問題の御質問かと思ひますが、各企業、各業界で引き締めの結果、まづ先に手をつけましたのは、大企業では設備投資の調整でありまして、中小企業ではむしろ在庫調整、つまり運転資金の方からしわが寄つて参つたといふやうに見られております。その結果各業界ではそれぞれ自分の業態に応じましてやうな生産調節あるいは出荷制限といふやうな措置を講じまして、なお業界によりましては共同の機関にその在庫を一時的な上げるとかいうやうな措置もとられまして、それに対してわれわれの方としては、一般の金融がつけにくい

ものでありますから、政府関係の金融機関、特に商工中金等から所要の運転資金——やや中期の運転資金であります。貸し出しまして、臨時応急の場に備えたのであります。その金額もかなりの額に上っております。これは一応商工中金の規定の許す範囲内の措置でございますが、今後この在庫調整の措置が時を越して、むしろ一般的に金融のゆるみが出て参り、また需要並びに生産活動がやや上向くように見られております。業界によつていろいろ事情は違ふかもしれませんが、一般的にはそういうふうにいえるのではないだらうかと思つております。従つてそういう在庫調整の機能も、やや逼迫性が薄らぐといふことだらうと思つております。ただ御案内のように輸出関係の中小企業の商品におきましては、アメリカ市場その他の輸出市場の変動に對処いたしまして、ある程度の調整措置が必要であります。先刻御審議願ひました輕機械の輸出振興法も、そういうことをねらつた法案かと思つております。それに対しましてやはり中小企業関係の金融機関も、そういう措置を裏づけるために十分な金融をつけていくべきだらうかと思つております。それで何と申しますか、三十四年度のそういう関係の政策といたしましては、新しい問題として今後こゝろ問題がかなり広がつてくるかと思つております。

もう一つは、これはすでに御案内かと思ひますが、最近中小企業の設備投資意欲がかなり高まつております。これは実はもう去年の夏ごろからかなりありまして、結局大企業は景気が悪ければまず設備投資を抑えるといふことでありまして、中小企業は設備投資の方には、むしろ不況になつて生産活動がやや手がすくまると、この設備投資を改善し、新しい技術を入れておかないと、同業者の競争に負けるか、いい注文がとれないかといふことで、昨年の夏ごろから、かなり設備投資の動きが活発化してありまして、そのあたりが政府関係の金融機関の窓口にかなり現われております。最近では、統計を見ますと、けさの新聞にも日銀が報告を出しておりますが、全国銀行の統計あたりでも、中小企業に対する貸し出しの比率が、昨年の十一月ごろからやや高まつてきつてあります。もちろんそれは増減の比率でありまして絶対額ではありません。あるいは総体のウエイトはさう高まつておりませんけれども、中小企業方面におきましてかなり設備資金の需要が高く、政府関係の金融機関に次いで市中銀行までその影響が出ておるといふことでございまして、こゝろいふ傾向はわれわれとしましてはほおくれた中小企業の設備、老朽化した機械装置等を改善いたすことはけつこつなことだと思つておりました。実は一般会計の予算におきましては、例の設備近代化の補助金も明年度はかなりふやしまして、業界の要望にこたえて参らうと思つておりますが、三十四年度はおそらく中小企業としましては體質改善のうち、特に設備の面の更新に對して、かなりの努力が払われて参るだらうと思つております。われわれもさういふ傾向は望ましいものと考へまして支持して参りたい、こゝろ考へております。

○永井委員 不況の場合に中小企業関係だけは設備投資の動きが活発になつてきた。三十四年度はさらに相当活発になつてゐる、こゝろいふことです。そうしますと、長官の考へは三十三年の期間を通して、中小企業の業界は政府の政策にうたつてありますように大体安定した、その安定した基盤の上に體質改善へ向つて積極的に充足するのだ、こゝろいふような一つの基本政策の中で中小企業は設備投資が活発になつていく、こゝろいふお考えであると了解してよろしいのですか、その点はつきりと伺ひたい。

○岩武政府委員 お言葉であります。安定という立場ではないだらうと思つております。むしろ各業種の内部における中小企業相互の競争は、おそらく不況期にも増して激しくなりはしないか、あるいは設備近代化の競争、あるいは販売努力、新製品売り出しの努力等が、むしろ従来よりもつくなりにはせぬか、こゝろ近代化したしなればお互い生産力が高まつて参りますから、それだけの製品をさばきますためにやはりかなりの競争が行われるだらう。従つて決して安定しておると思ひません。安定しないで、むしろお互いの激烈な競争と経営改善の意欲のうちに中小企業は総体としてレベル・アップされるのではないか、極端な表現を使ひますれば、さういふ方向ではないかと思つております。決して安定するといふことではない。それはもちろん中小企業だけでは安定できません。片一方には大企業側の生産力の向上、あるいは熾烈な競争もございまして、また海外市場は決して安定いたしません。むしろ私は不安定の要素は相当まだ残るだらう、不安定のうちに競争を通じてかなり體質改善の方向へ努力が行われるだらうと思ふ。従つてわれわれの方としましては、不安定なものを何とかして部分的でも安定させたために各種の組合等法の運営に當りたい、こゝろ考へております。

○永井委員 そういたしますと、経済的な現象として現れたものは體質改善の設備投資の活発化だ、この設備投資の活発化は業界の安定の基盤に立つてはなくて、不安定だからこゝろいふ刺激がこゝろに起つてきたのだ、こゝろいふふうには長官は理解しておると了解してよろしいやうにございしますか。不安定だから設備投資が活発になつた、不安定な中で生き抜こうとする意欲が設備投資になつてきたのだ、こゝろいふふうには理解するのですか、そのところを少しはつきりとしていただきたい。

○岩武政府委員 安定、不安定というのは、なかなか概念的にはむずかしいものでございしますが、やはり経済界としましては、どちらかといへば總体的安定といふのかもしませんが、しかし決してこれは固定した安定、あるいは絶対的安定ではないと思つております。これは現在の経済態勢の基本であります。ことに中小企業だけで安定するといふことはとうていできないことであると思います。ほかの要素が多いわけでありまして、やはりほつとしたかもしませんが、決してこれは安定して、今からぼろぼろ仕事をやろうといふ見通しではなくて、将来の熾烈な競争を考へて自分たちも設備を新しくし、あるいは経営を改善してやつていくといふ競争を通じて、競争による不安定というふうには了解します。

○永井委員 そりすると競争を通じて安定をはかるといふことならば、安定を促進するために競争をもつと激化する、もつと活発な自由な状態で自由主義経済の原則に基く競争をやつた方が安定が促進される、こゝろいふふうには理解していいと思ふのですが、それではさういふ考へ方と、輕機械関係の立法、あるいは輸出取引法とか、いろいろなものを通じてカルテル化をはかつていく、競争をなくしていきつていく方向、そしてこつちの方では體質改善のためには、自由競争でそれが刺激になつて改善されるということとさういふ矛盾してゐるのではないですか、か、分裂症状にあるのではないか、中小企業はどうか手をつけていいかわからないといふことで分裂症状になつてゐるのではないかと思ふのです、その点はどうかと思ふ。

○岩武政府委員 競争を通じて安定といふことではありませんが、競争の結果不安定、あるいは不安定だから競争が起る、両方の関係があるかと思ひます。しかしこの競争が度をこせば全体の機構をこわしますから、ある程度の競争を總体的に制限する措置を講じなければならぬといふふうに考へております。これは御承知のように中小企業団体法の考へ方であり、また最近でまするいろいろな輸出統制措置の考へ方であるといふふうに考へております。だからある程度の競争はむしろ望ましいわけにございしますが、しかし競争をどこまでも追求して安定が得られるといふわけではございません。そこらあたりはやはり總体的な安定を求め競争を制限するといふことが、実際のところだと思ひます。

○永井委員 もう少し時間をかけてこの点は質疑をいたしたいと思ひます。

商工中金の参考人の方にお伺いしたものでありますが、三十三年度は政府の経済政策の裏づけとしての商工中金金融を通じたような特徴、どのようない点、三十四年度はその実績に對してどうあるべきかという点、このことが導き出されたか、その三つの点について商工中金の立場からお話を願いたいと思います。

○加藤参考人 ただいまの永井先生の御質問は非常に大きな問題でございますが、三十三年度の政府の方針に従ってわれわれがやりました概要という点、いろいろな点を申し上げます、いろいろ不況時に対する政府の施策が行われましたに對しまして、商工中金といつたものでは、できる限り限りの方針を体して、その方向に向つて金融をはかるという努力をいたして参つたのでございませう。その一例を申し上げますと、その不況に對しては長官からもお話がございまして、生産の調整であるとか、あるいは一手買取りをして調整していくという点、それが行われておつたのでございませう、その三つの点に對する三十三年の十二月末の数値で申してみますと、綿スフ、絹人絹あるいは輸出眼鏡といったようないろいろな面において調整がございましたが、そういうものに對する調整資金の貸し出しといたしましては、商工中金の貸し出し並びに公庫の代理貸し出しまでも含めまして、大体二十三億ほどの貸し出しをしておるのでございませう。なお今後ともこういう問題が続いてくるようございませう。それから三十四年度の見通しといたしましての問題でございますが、これはこれからの問題でございます、また具体的には

はつきり考えられませんが、たとえて申し上げますと、機械の買上げの問題なんか起りますと、それらのものの金融といふことも出て参ると思ひますし、また一般の金融調整に對する金利の負担を軽減するといふ政府の御方針でございます、今回幸ひに政府の出資も増額していただくという点、ことに相なりますので、そういう点から極力自己努力も加へまして金利も引き下げていきたい、かように考えておるのでございませう。はなはだ難數でございますが、大体そんなところでございませう。

○永井委員 率直に言ひまして、お聞きしたいのは商工中金の三十三年の金融活動といふものは政府のしりぬぐいに執掌されたのか、それとも政府の経済政策への積極的な協力として、その裏づけとして活動したのか、その点の振りがいとお聞きしたいと思ひます。すなわち中小企業へのしりぬぐえという形がくつと来た、そのしりぬぐえが政府が期待したよりもと大きく来た、そして三十三年度における金融ワクといふものは、それに比例したワクがそうふておられない、そういうところ、そこでそういった政府の中小企業政策の失敗のしりぬぐえが制度金融の關係に於て、ほんとうのいろいろな積極面は出せなかつたのじゃないかとわれわれは判断するのですが、その關係をはつきりとお伺ひしたい。

○加藤参考人 御質問の趣旨はよくわかりませうけれども、われわれのやつております仕事の内容が、しりぬぐえをしたのか、あるいは積極的な協力だとかいうような、融資個々の面について、その場合々々の色分けがあるわけはございませう、もちろんわれわれといたしましては、政府の御方針に従つて積極面についての協力をさせていた、また昨年末も二十億の商工債券の増額を引き受けていただきました、そういう資金をもつて年末金融に積極的に協力をするといふふうに、大体そんなつもりでやつたのでございませう。

○永井委員 昨年の金融債の消化は、どんな成績でしようか。

○加藤参考人 政府からお引き受けいただきましたのは当初三十億でございまして、大体それが年末までに出してしまつた見込みでございまして、それで二十億を追加いただきました、これに五十億追加したものを政府の方から民間の債券といたしましては、それから民間の債券といたしましては、利付割引を合計いたしました、大体六十億の純増をいたしました、そういうものをもちまして貸し出しをいたしましたのでございませう。

○永井委員 長官に伺ひますが、中小企業のいろいろな対策といふものが、これは予算面ではいろいろな対策が打ち出されるというときには、その裏づけとしての金融といふものが大きく推進力となるのは言ひまでもないことであります。そのうち行政面でも一つの政策を出す、金融面でもその裏づけをしていくといふような表裏一体的な關係で動きませんか、これはちりぢりばらばらじゃ効果は上らない。そこで一般の市中銀行その他の金融機関にかけ声をかけて、指令をしてもなかなか思う通りにはいかないでございませうか、

傘下の直接の金融機関はある程度連絡は十分だと思ひます。そこで政策の面と、これを裏づけていく金融面と実際の経済運営の面において、どのようにミックスしておるか、そしてどのような形で實際はやつておられるか、この点を一つ伺ひたい。

○岩武政府委員 これはむしろ事例をあげて御説明した方がよいと思ひますが、一番いい例は、たとえば眼鏡の輸出振興会社がございまして、これがメンバーの製品を買い取つて輸出します、そういうときの買い取り資金なんが、これはもう運転資金でございませう、商中なり普通の市中銀行の担当するところ、でございますが、なかなかその市中銀行では担保その他の点でやつてもらえない。そこで商中の方と具体的にやり方を相談しまして、いろいろ手続を考へて実施いたしました、幸ひにしまして金融の方は一応円滑に参つております。そういうふうに、これは一例にすぎませんが、ほかの場合でも、ある政策を具體的にものに実施します場合に、それに合ひますように政府関係の金融機関の融資を、フォローしていかせようとするといふことは、たびたび行なつております。

○永井委員 すいぶんきめこまやかに計画を立てておるようでございますが、口ではきめこまかにいろいろやつていゝことは言へますが、實際面としてどうか。私ずつと見ていますのに、たとえば商工中金ばかりでなく、中小企業金融公庫にしても、国民金融公庫にしても、さあどこに災害が起つた、そうすると当然その災害は平常な形の中でできたものではありませうから、それだけは特別にいろいろ措置しなければならぬ面に、そういう災害対策といふものは特別に立てないで、緊急災害対策と稱して災害金融といふものを中小企業金融公庫に持ち込む、商工中金に持ち込む、そして政府の政策のしりぬぐいをつちの方の關係の金融を、またこの中小企業の方のいろいろな機関に持ち込んでくる。そして正常な金融機関の活動といふものが、最初の計画通り、また中小企業庁の計画の裏づけとしての金融活動という形ではないか、常に不安定な、そういうしりぬぐい、いろいろな偶発的なもの、突発的なものをとどろき持ち込まれて混乱させられていく、こういうのが實際ではないかと思ひます、それが、それを一つ長官の目から率直に、行政官庁と中小企業庁は独立しているのですから、独立した立場で、はつきり発言してもらひたい。

○岩武政府委員 しりぬぐいというおしかりでございますが、これはそのときの場合々々の問題でありまして、過般の狩野川台風でありますか、あのときは、これはむしろ中小企業の分野は財政負担といふよりも、金融でいくのが一番時宜に適した方法ではないかと考えます。これは一般の公共土木事業とは違ひますから、企業者の復

ていゝといふことは言へますが、實際面としてどうか。私ずつと見ていますのに、たとえば商工中金ばかりでなく、中小企業金融公庫にしても、国民金融公庫にしても、さあどこに災害が起つた、そうすると当然その災害は平常な形の中でできたものではありませうから、それだけは特別にいろいろ措置しなければならぬ面に、そういう災害対策といふものは特別に立てないで、緊急災害対策と稱して災害金融といふものを中小企業金融公庫に持ち込む、商工中金に持ち込む、そして政府の政策のしりぬぐいをつちの方の關係の金融を、またこの中小企業の方のいろいろな機関に持ち込んでくる。そして正常な金融機関の活動といふものが、最初の計画通り、また中小企業庁の計画の裏づけとしての金融活動という形ではないか、常に不安定な、そういうしりぬぐい、いろいろな偶発的なもの、突発的なものをとどろき持ち込まれて混乱させられていく、こういうのが實際ではないかと思ひます、それが、それを一つ長官の目から率直に、行政官庁と中小企業庁は独立しているのですから、独立した立場で、はつきり発言してもらひたい。

ていゝといふことは言へますが、實際面としてどうか。私ずつと見ていますのに、たとえば商工中金ばかりでなく、中小企業金融公庫にしても、国民金融公庫にしても、さあどこに災害が起つた、そうすると当然その災害は平常な形の中でできたものではありませうから、それだけは特別にいろいろ措置しなければならぬ面に、そういう災害対策といふものは特別に立てないで、緊急災害対策と稱して災害金融といふものを中小企業金融公庫に持ち込む、商工中金に持ち込む、そして政府の政策のしりぬぐいをつちの方の關係の金融を、またこの中小企業の方のいろいろな機関に持ち込んでくる。そして正常な金融機関の活動といふものが、最初の計画通り、また中小企業庁の計画の裏づけとしての金融活動という形ではないか、常に不安定な、そういうしりぬぐい、いろいろな偶発的なもの、突発的なものをとどろき持ち込まれて混乱させられていく、こういうのが實際ではないかと思ひます、それが、それを一つ長官の目から率直に、行政官庁と中小企業庁は独立しているのですから、独立した立場で、はつきり発言してもらひたい。

旧金融——ただこの際一般の条件では必ずかしわけでありますから、これは特別な条件をそろえまして、それぞれ政府関係の金融機関をして行わして、おろしりぬぐいというふうにごらん願うのも一つの見方かもしれせんが、われわれはこれはむしろしりぬぐいではなくて、金融機関の本来やるべきことでやったのだ、こう考えております。

炭鉱の問題につきましても若干考えておることがございます。中小炭鉱に對しまして特別の措置を考えようというところで、目下折衝しているところもございいます。ただこれは事柄がちょっと災害とは違ひますので、なかなか制度的なものとして一括して扱うというのには、ちょっと事柄が適当でないケースでございいますので、これはあるルールをきめて処置させたいと考えております。しかし私は全然政府関係の金融機関にしがりが寄らなかつたとは申し上げません。それは一般の金融のしがりが詰まりますれば、それだけ政府関係の金融機関の窓口で中小企業の融資申し込みが殺到するということは事実でございいます。またそれに應じて政府関係の金融機関が適宜融資を行なつたということも、これはまた事実で、またそうあるべきことだと思ひますので、その面ではやはりしがりが寄つたというふうにごらん願うところもあるかと思ひます。しかしまたこういふ在庫調整期におきまして、ひとり双眼鏡だけでなく、いろんな産業部門におきましてわれわれの方で各種の措置を考え、それにこの中小企業関係の金融機関を追隨せしめておるといふことも事実でございまして、物事にはやはり極

極的に政府の一体の政策の中に入つてきたという問題と、あるいはね返りを受けてしわが寄つてきたという問題と、両方あるかと思ひております。

○加藤参事 ただいま長官からいろいろお話がございましたので、われわれも同じように考えておるわけでございしますが、われわれが商工組合であるとかあるいは協同組合から申し込みがございまして金融いたすわけでございまして、中小企業者が買取りをしなればならぬとか、あるいは積算を調整しなければならぬという御実情を訴えられて、それをよくわれわれも承わりますので、必要な資金を御融通するということでもございいますから、どこまでもわれわれは中小企業者の必要性に應じた資金を出すというだけでございまして、ただそれをしていふだけでございまして、ただそれを探求していろいろの理由を申しますと、そこにはいろいろの原由があると思ひます。輸出のものがございしますと、輸出先の市況のいろいろの状況とか、あるいは大きな財政政策なりあるいは金融政策なりの影響によつてどういふ資金の需要を必要とするか、そういう資金の需要を必要とするかと思ひます。輸出のものがございしますと、輸出先の市況のいろいろの状況とか、あるいは大きな財政政策なりあるいは金融政策なりの影響によつてどういふ資金の需要を必要とするか、そういう資金の需要を必要とするかと思ひます。輸出のものがございしますと、輸出先の市況のいろいろの状況とか、あるいは大きな財政政策なりあるいは金融政策なりの影響によつてどういふ資金の需要を必要とするか、そういう資金の需要を必要とするかと思ひます。

く、こう言う。では体質改善のねらいは何かということなんです。不安定な条件、そして設備投資をやればさらに増産されるにまぎつてゐるのだから、現状でも生産過剰で相当過度の競争になつてゐる。それをさらに設備投資をして改善し、競争をさらに激化して行く、こういう循環作用が起つてくると思ひますが、そういう一つの条件の中で体質改善をやる。ただ体質改善といつたて、内容はいろいろ質的に違ふと思うのですが、政府が今行おうとしている体質改善というのは質的にどういふもので、どういふところをねらうのか、それをお伺ひいたします。

○岩武政府委員 一口に体質改善と申しましてもいろいろございいますから、御質問があるわけだと思ひますが、第一点はやはり経営の近代化といひますか、合理化だろと思ひます。ことに経営管理面におきまして各種の合理化措置だと思ひます。御承知のように中小企業ではそういう経営の組織自体も近代化され、分化されております。その中で、こういう近代的な経営のあり方に即して、中小は中小なりに組織を固める必要があると思ひます。ことに個人経営的な色彩の強い企業がございしますが、やはりこれはそういう一人の人が動いてゐる企業といふことで、工合が悪いわけではございしません。そのういふ経営の組織と、それから具体的なやり方としましては、やはり各種の財務管理、労務管理、生産管理あるいは事務の管理といったものを、もう少し近代化する必要があると思ひております。それについてはわれわれの方でやつております企業診断の仕事が手始めであります。最近企業診断の申し

込みが非常に多くなつております。これはやはり中小企業が何とかして経営を近代化したいといふ一つの努力の現われだろと思ひております。われわれのやつておりますいわば公けの企業診断だけでは不十分でございしますから、他方各種のコンサルタントもいろいろ活動しておるようではあります。またわれわれもできますれば、こういうふうな中小企業の診断を行う人の資格あるいは業務等をはつきりさせたいと思ひて、若干の案も考へておる次第でございします。その次は先ほど来申し上げました設備ないし技術面の近代化でございします。これは特別な御説明の要はないかと思ひております。以上、要ししますところ、やはり経営全体を合理化し、大企業との較差を少なくし、国際競争に耐えるような企業にするといふことだろと思ひております。

そこで、その結果増産になるじやないかという御質問でございしますが、これはいろいろあると思ひます。生産能力が上つて増産になるものがございします。しやうし、あるいは設備がふえて増産になるものがございします。設備の面は、これは単純なる増設であつてはならないと思ひておられます。われわれの考へております設備近代化等の補助金制度におきましては、やはり旧設備はこれを廃棄あるいは格納するといふふうな手を講じたいと思ひております。しかしながら全体としてはやはり生産向上その他の結果、生産能力としては上り、コストとしては下るといふことが事柄の結果だろと思ひております。

そこで、ではマーケットのない場合どうするのだという御質問でございしますが、マーケットの問題はいろいろ内外にわたりました。また商品ごとに非常に複雑な問題でございします。実はマーケット・リサーチそのものが経営管理の一つのあり方でございまして、もちろん各企業ともマーケット・リサーチには今後力を入れて、中小企業は中小企業なりに、自分一個であるいは共同で新市場の開拓、新製品の普及あるいは新しい宣伝、販売の方法に努めることは当然でございします。全体として今オーバー・プロダクションになるような場合にはどうなるのかというお話し、これは現在あります各種の調整措置を使わざるを得ないだろと思ひます。これは国内市場も同様でございします。また輸出市場も同様でございします。その結果はむしろ合理化前に比べましてコストも下つておるはずでございしますから、いわば生産なり出荷の量を減らしても手取りは減らないようにする、あるいは労働者の賃金その他には影響ないようにするといふことはできまはす。またすべきだと思ひております。

○永井委員 長官の説明は非常に抽象的だし、それからまた方法論なんです。いろいろなことを診断してどうするかといふ、そういう方法論を聞いておるのではなくして、質的に体質改善といふものはどうするか、それは何なのかといふことを聞いたのです。私は体質改善は二つよりないと思ひます。資本蓄積に重点を置くのか、国民生活の安定向上に重点を置くのか、その置き方によつて体質改善のやり方というものの、方法、技術というものは

違つていくと思ふのです。重点をこの資本蓄積に置くのか、国民生活安定向上に置くのかということ、これがやり方の分岐点だと思ふのですが、政府の政策の中には、これからの設備近代化あるいは設備投資については、借入金と少くして、自己資金でやうことをやるように、こゝういふことをいつておる。従来のようにわずかな自己資金で、あとの大部分を借入金でやるといふき方でないということになれば、これはもう体質改善といふものは、資本蓄積に重点が置かれていく、こゝういふねらいと思ふのは、ちゃんとはつきりしていると思ふのです。そして資本蓄積に重点を置くといふ一つの体質改善の方策がとられるとするならば、今後の体質改善のねらいとこゝろも、またそのやり方も、これはもう大量生産あるいは大企業重点といふやうな形にどんどんいって、そして独占化が強化されていくという方向をたどつていきますことは、これは議論の余地のないところでありまゝです。そゝう一つの体質改善をねらうといふたしなすならば、お前のところには自己資金はどれだけあるのか、十要るならばお前は七まで自己資金でいい、三割はこゝろの方で融資してやるのだといふことで、融資を金融機関ですつとしかつて参りますならば、中小企業やなんかでこれから資本蓄積をやつて、そして設備投資をやるといふやうなことから出発するのじゃ、とても周に合わない。そゝういふやうな一つのいき方考へて参りますならば、三十四年度から出発します体質改善という中には、ばくと体質改善といふことを打ち出しておられますけれども、内容を質的に

吟味していきまゝと、相当中小企業に對してはきびしいものがあると思ふのです。これに對して、自己資金でこれからの設備投資はやらせるのだといふ政府の政策、それから体質改善といふもの、それから中小企業におけるそれに対応するところの政策、それに対する裏づけの金融、こゝういふ一貫した政策について、長官はどのようにお考えですか。

○岩武政府委員 永井委員のお話にありますが、体質改善の目標が、資本蓄積あるいは国民生活の安定向上といふことは、これは私国民経済全般の面として、あるいはそゝうかとも思ひます。また大企業にはそれがいわばびつたりあてはまることもあります。ところが中小企業は実はその一歩手前にあり、資本蓄積とかあるいは国民生活の安定といふことをいふ前に、自分が一人前の企業になるということがまずその前の問題で、その上で大きいことがいえるわけでありまゝです。御承知のように中小企業では、実は自己資本の蓄積どころか、金融機関から金を借りられないといふやうな企業もかなりあるわけであり、過般の工業の基本調査の結果、一部の県の統計を見ておると、金融機関から金を借りてないといふのが実に三分の一くらいございまして、これはつまり金を借りられないやうな企業になつておるといふことであります。われわれとしてはむしろ、せめて金融機関が相手にして、金でも借りられるやうな企業にするというのが先決問題で、できるだけ金を借りないで自己資本を蓄積するといふやうに指導するのは、その次でございまして、まだまだ中小企業の段階は、御指摘よりも一歩手

前の段階でございまして。従つて、私も中小企業庁としましては、世上伝えられておるやうな体質改善は、これはやや大企業向けの体質改善論で、もう少し中小企業向けの体質改善論が必要であると思つております。それは先ほど私が申し上げたところでございまして、要するに今の企業も、これは企業だけから見れば、かなり非難さるべき余地は多い、いわば前近代的な要素が残つておると思ひますが、中小企業はまだもつとその前にある。せめてあの大企業の程度まで、世の中が相手にしてくれるところまで持つていかなければ話にならぬのであります。そこで、もちろん資本蓄積は必要でございまいしやうが、その前に、もう少し自分の企業のあり方を改善して、せめて金融機関も相手にしてくれるところまで持つていきたいと思つております。もつともこれは中小企業でも企業によりましては、資本蓄積が場合によつては可能な企業もあると思ひます。ことにかなり中規模の企業で優秀な技術を持つておるところは、これは資本蓄積も可能でございまいしやうから、そゝういふ企業に對しましては一般の大企業と同じやうに、あまり金を借りないで自己資本を蓄積しようといふ指導も必要かと思つております。また雇用しておられます労働者等に対しましても、もう少し待遇改善その他の点でなすべきものもあるだらうと思ひます。それからもう一つは、そゝういふことにいたしますれば、いろいろと各種の金融並びに税制等におきまして、中小企業でも資本蓄積ができるやうな制度にしてもらふことも必要だと思つております。

○永井委員 私は長官の個人的な見解を聞いておるのではなくて、あなた方は政府の政策の中で行政をやるのであつて、政府は資本蓄積に自己資金を重点にして今後やるのだ、そゝうして体質改善をするのだ、こゝういふことを言つておる。これは体質改善といふものの吟味が十分できていないものですから、またばやつとしておるわけですが、体質改善とはどういふことかといふことを吟味していけば、私がさつき言つたやうに、資本蓄積が国民生活の安定向上に、この二つの道よりない。大きく質的に分ければその道よりない。このどつちの道をとるか、国民生活の安定に資するならば、長官の言ひやうに賃金をもつと上げなければいけない。国内の市場を開拓していく、そゝういふのとあわせて、いろいろな設備投資なり何なりの性格といふものが、そゝういふ方向で進んでいくだらうと思ふ。資本蓄積といふことになれば、これはもうどつちしたつて賃金をたたく、原材料で、国際競争に勝つやうにこれを安く入手するなんという状況はないのですから、そゝうすると生産コストの伸び縮みは、賃金のところにあるわけであり、ますから、社内資本蓄積のためには、もつと低賃金もつと低賃金、こゝういふふやうなやり方で賃金のところにとつとやつてくるのは当然だ。そゝうして、長官は、何か大企業と中小企業と別な世界で動いておるやうに言つておられますが、大企業がそゝういふ一つの経営方針をとつていきますならば、また政府もそれを政策として打ち出していきますならば、これはもう下請の關係にやつてくる、あるいは系列の關係にやつてくる、中小企業がそゝういふものの關係

にぐつと押えられてしまつて低賃金、そゝうして社内蓄積なんかできつこないですから、ますます系列化が促進されるという形になつてくるのでありましょし、三十三年の不況の中を通り抜けて、三十四年度に差しかかつてきた。ヘビの山を越えてきたと思つたら、さらに三十四年度は今度はワニがまた大きな口をあけて待つておるというやうに、もう中小企業といふものは常にどういふ形でか、えじきになるやうな状況にある。そゝういふ環境にちゃんと政府が用意しておられる。そゝうして目先々々を変えながら、去年は在庫調整といふ名によつて中小企業にしわ寄せをしてきた。こゝろは体質改善といふ名において中小企業の首をひねる、こゝういふやり方をしておる。でありますから、そゝういふやり方の中でもつと別な――中小企業が資本蓄積は大企業のことでおれのことでないなんて、そゝういふやうなもの考へ方はおかしいと思ふのです。そゝうしてそゝういふ一つの貫した経済政策の中で、中小企業庁が中小企業のほんとうの味方として考へ、あゝその裏づけとして動いていくといふなら、もつと行政と金融機関とが密接な關係で、表裏一体の關係が確立されていかなければいけない。ところが今まではその表裏一体の關係ができていない。そゝうして行政は行政でやつていく、金融機関はコモーション・ベースでやつていく、そゝういふやうなばらばらな形でやつていつて、結局は大きな国の政策の流れの中で口先でごまかしごまかし、中小企業をだんだんとつちめていく、命を縮めていく、慢性的な症

状の中で自殺させていく、こういう政策がとられているわけです。でありますから、その点については、中小企業庁長官はもつとはっきりとした線で戦っていくべきだし、商工中金その他の他、もう少し制度金融という名にふさわしいような金融措置というものが講じられなければいけない。コマース・ベース一本でいくならば、何も制度金融なんか機関をやたらにたくさん置く必要はないと思う。中小企業の立場で三十四年度のけわしい経済政策の山坂を乗り越えていく一つの展望としての心がまえを、長官と商工中金の方から、簡単にいいですからお伺いしたいと思ひます。

○岩武政府委員 お話がありましたように資本蓄積と国民生活の安定とが、調和点がないものかどうかという点は大いに議論のあるところだと思ひますが、中小企業庁としては、大企業並みの体質改善には中小企業を指導しない方がよいと考えております。これは先ほど申し上げた通りでありまして、そういう論に同調いたしますと、中小企業自身が体質改善のチャンスを取り失うことになるかと思ひます。しかしながら御指摘のように、大企業の資本蓄積の結果が中小企業の方の合理化をはばむという面がなきにしもあらずでありますから、その点は作戦的には中小企業は別のもので、中小企業並みの体質改善をはかる、それには大企業側もいろいろな点も反省ないし自省してもらいたいところがあるというふうに申し上げている次第であります。

なほ三十四年度政府関係金融機関と一般の中小企業対策との連携緊密化の問題につきまして、従来以上に緊密な指導連携のもとにやりたいと考えております。

○加藤参考人 簡単に申し上げますが、商工中金はどこまでも組合の中央機関として奉仕すべき責任なり義務を持つておりますので、中小企業のためになるように従来ともやっておりますが、今後とも一そう先生のお話のよいな点もよく考えまして、間違ひのないようにやっていきたいと思ひております。

○永井委員 商工中金は割合に組合金融においてはサービスよくやっておりますが、ただ中小企業金融の公庫が組合金融というものと、個人貸しというものとこの相反した性格のものである一つの窓口でやっていると、いろいろな点で矛盾がくるのではないかと、矛盾を感じながら仕事をやっているとではないかと思ひますが、その点はいかがですか。

○加藤参考人 お答え申し上げます。この前代理貸し制度の際に、員外の者にも貸せるというふうに申し上げてございしましたが、そういう場合に組合の員外の者に貸し出しをするために、組合金融はおろそかにならぬだろうという御注意もございましたので、いろいろわれわれとしては公庫の代理貸しをさせていただいておりますけれども、主力はどこまでも組合員並びに組合の構成員というものを中心にやっているのでございまして、員外の貸し出しというものはまだやっておりません。決してそのために組合金融を阻害するということはないつもりでございます。

○長谷川委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 私は航空機工業振興法の一部を改正する法律案につきまして、少しお伺いをいたしたいと思ひます。

まず最初に、質問に入る前に私の感じを申し上げたいのですが、どうも最近政府は、ことに通産省も含めてですが、国会があるんだから、役に立つて立たなくてもどうでもよいような法案をよけいお出しになる、国会議員を遊ばしておくのもつたないないというふうなお考えをお持ちじゃないかと思ひます。私はこの法案について申し上げているのではないのですが、そういう感じを受ける法案がたくさん出てくる、たとえばこの法案にしても、成立してからまだ一年もたっていない法案なんです。二十八国会で解散まぎわに成立したとして改正法案です。それを今日またこうして改正法を出してくる、それなら最初からちゃんと一年や半年で改正をしなればよいのに、整備をしてお出しにならばいいのに、通つてから半年もたたないうちにまた改正案が出てくる。今日この商工委員会にも三十件にあまる法案がかかっておりますが、そのほとんどは一部改正、こういうようなものが多いわけなんです。どうもお出しになる場合に、最初からいろいろなものをに入れておくのと通りにくい、しかし一応通しておいてから改正という格好をするならば、比較的法案が通りやすい、そういうふうなお考えでこういう手段をおとりになるのではないか、このように考えられるわけなんです。この法案につきましても、先ほど申し上げましたように二十八国会で成立いたしましたので、半

きまして、その内容は前に通つた法律に基いて特殊会社を作つた、こういうことなわけです。そこでお伺いしたいのですが、いわゆる最初の法案をお作りになった当時、この航空機工業振興法実施に当りまして、それを担当していく機構は、最初から特殊会社ということをお考えになつておつたのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○小出政府委員 航空機工業振興法の一部改正を今回御提案申し上げたのでございしますが、ただいま田中先生御指摘の通り、航空機工業振興法が先般成立いたしましたので、施行後もちろんまだ日は浅いわけですが、この法律のねらいは御承知のようにわが国における航空機工業の国産化を促進するということが終局的な目的でございす。それに対しましていろいろの政府の助成措置等に関連する法案を一応整備して、御審議を願つたわけでございます。その当時にございまして、国会の審議等を通じて明白になつたかと思ひますが、その国産化のための基本といつたしましては、やはり航空機工業の国産化ということは一朝一夕にはできない、順序を追ひまして、まず設計の段階から試作の段階、試験の段階を経て初めて本格的な国産化がございす。それは申すまでもないことでございすが、世界各國の例を見ましても一朝一夕にはできない、相当な年月を要するわけでございます。

そこでまずその第一歩といつたしまして、航空機工業振興法に基きまして設計の段階から着手をいたしました。御承知の通り現在財団法人輸送機設計研究協会というものが関係各会社の協力を得て着々その成果を上げて参つたのでございす。

設計の段階から試作、試験の段階に入るといふ態勢が整いましたについて、それらの態勢を整備するための方法の一つといたしましてここに新しく特殊会社を設立する、こういうことを考えたわけでございます。最初この航空機工業振興法を立案いたしました際におきましては、――私当時の速記録を拝見いたしましたとしても、やはり将来に対する構想をいたしまして、場合によつてはそういう会社というものも考え得るであつたように記憶いたしております。ただ、それではなぜ最初からこの法案の中にそれを置かなかつたかという点になりますと、御承知の通り特殊会社、これは民間だけでやれないという意味におきまして政府出資を必要とする、これには予算措置その他の裏づけができません、この会社は成立いたしませんので、それらの態勢を整え、また一方設計の段階も相当整備されましたこの時期におきまして、今回一方において予算も計上いたしまして法律の改正を合せてやる、こういう趣旨でございまして、航空機工業の国産化の成果を最終的にまとめますためにはこういう改正が必要であり、またその時期としては今日が最も適當である、こういうふうに考えた次第でございす。

○田中(武)委員 物を作る場合、これは航空機によらず何によらず、まず設計をし、それから試作をし、試験をするということは順序であります。従いまして今局長がおっしゃつたようにまず設計をして、設計ができたから試作の段階に入つた、そこでこういうことが必

要である、こういうことは私答弁として当らないと思ふ。少くとも物を作るためには設計をし、試作をし試験をする。これはわかつた工程である。従つてこれは最初から考えられるべき道だと思ふのです。最初から特殊会社という構想は持つておられたがそれをあえて出さなかつた原因は、第二の点である予算措置、これが大きなファクターを占めておるのではなからうか、このように私は思ふわけですが。ちやうど現長谷川委員長が通産次官をしておつたときに出来た法律、合成ゴム何とか法というのがありました。どうも要領のわからぬ法律でありましたが、あれも出てきましてよく調べておると、これも予算の關係で最初から出資である金を、一応政府が債務負担になにかのような格好で出して、今度出資にするというやうな手をとつた思ふのです。どうも大蔵省との予算折衝、言いかえらば大蔵省の主計官の考え方によつて国会の審議を冒瀆しておると思ふ。最初からわかつておるのをただちよつとした予算の問題、それも通産省と大蔵省の折衝、いわば一主計官の考え方によつて、最初からできておるやうな入割程度の法律を出しておいて、あとの二割は改正法で出すというのをやられたら、せつかく歳費を出して四百六十七名もの衆議院議員を置いておくのだから、ときどき使わねば損だということでは法律を出されておるよりに思ふのですが、これは局長に申し上げても直ちに解決する問題でもありませんから、それはそういう点でおきますが、この前の局長の主管であつた、最近われわれが参議院に送り

ました双眼鏡あるいはミシンに対する軽機械などの振興法でも、それほど必要かということ、私も何回も申し上げたかと思ふのでありますが、今後はそういう点に考えをいたしていただきまして、法律を作るときには最初から十分審議して十分なものを作る。そして二日や三日で改正するといふやうな論議が起らないようにしてもらひたい、このように思ひわけでありませう。そこで伺ひたいしたいのですが、この法案を最初審議したときに、この航空機工業振興法、これはあくまでも平和的な産業の振興であり、中型のジェット輸送機を作るために作つた法律だと記憶しておる。その際にこれが軍用機に転換せられない、こういうことにわれわれは繰り返して質問をし、繰返し答弁があつたはずで、このころがこれは——私は職制の課の名前について申し上げるわけではないのです。が、この主管課が航空機武器課ということになっておる。この間も課長と笑つたんですが、航空機と武器課の間に点が入るのか入らないのか、どうも航空機武器課という、航空機工業振興法が最初には平和産業振興であり、輸送用の中型ジェット機を作る、いつの間にかこれが軍用機になる素養を作つていくのではなからうかといふやうな心配を持つわけなんです。たとえばこの輸送機で自衛隊を運んだ場合は、これは軍用機になるのかならないのか、お伺ひいたします。

○小出政府委員 航空機工業振興法を最初に御審議いただきましたときに、将来国産化によつて生産された民間の航空機といふものが純然たる民間用のみにとどまるのか、あるいは将来これがむしろ軍需生産の方面にいくのではないかという点が、相当論議になつたことは私も承知いたしております。そこで今回の国産化のための会社を設立いたしました国産をいたします際におきまして、もちろんこれは売れないものを作るわけには行かぬわけでございます。将来における需要といふものはもちろん想定いたしました、これに対する事業計画を立てるわけでございますが、その需要想定におきましては、当然民間の航空輸送及びさらに進んでは輸出という面を想定いたしました計算をいたしておるわけでありませう。ただこの法律上の解釈から申しますれば、これは中型の輸送機であるといふにとどまるわけでありませうので、これを防衛庁が買ひ取つて、防衛庁として使用するといふことは法律上の解釈としては可能でございます。従ひましてかりにこれを防衛庁がこれと全く同じ飛行機を買ひ取つて、そのまま軍用に使えるかどうかは存じませんけれども、多少の設計の変更をして自衛隊輸送をするということになりますれば、これは防衛庁用の使用機、こういうことになるわけでございます。

それから今、課の名前につきまして御質問がございましたが、確かに御指摘の通り、航空機武器課という、ちよつとわかりにくい課が所管にございませう。これは申すまでもなく武器である航空機という意味ではございませんで、航空機及び武器課といふことでございまして、この課におきましては航空機工業振興法あるいは航空機製造事業法といふものの施行、並びに武器等製造事業法といふ法律が別にございまして、御承知の通り補助金も出してありますし、これらの事務を便宜上あわせてやつておる、こういう意味であります。

○田中(武)委員 それでは具体的にいへばYS-11型、これはあくまでも輸送機ですが、これは将来自衛隊機として使用せられるという可能性はあるのですか。

○小出政府委員 先ほど申しましたように、私どもの会社の将来の事業計画として、防衛庁需要は算定の中に入れておきませんけれども、防衛庁がこれを多少の改善によつて発注するということも可能である、こういう解釈でございます。

○田中(武)委員 その点については重工業局長に聞いてもなだと思ひますから留保しておきます。

そこで具体的に伺ひたいのですが、こうして現実の問題として特殊会社を作るという法案を出したになつた以上、この特殊会社の構想といふものが、こういうものについてもう具体的ににおきめになつておると思ひます。が、まず場所をどこに、そして役員は具体的にどういふ人を考えておられるのか、その点について一つ具体的にお伺ひいたしたい。というのは、先ほど申し上げました合成ゴム何とか法といふのも、何か法律ができたときに、いや四日市だ、どこだといふやうなこともあつたと思ひます。うまいことを言つておるが、実際はベースに乗つて走つておつた。事實は動いておつた、法律はあとから出てきたやうなことがあつたと思ひます。これもどの程度構想ができておつた法案が出てきておるのか、お伺ひいたします。

○小出政府委員 今回設立を予定しております会社に關する具体的な物的なあるいは人的な構想の内容でございませうが、まず法律にすでに規定がございませうのは、御承知のように取締役七人以内、監査役二人以内、こういうことでございまして、その人的な構成につきましては、最前段階、製造段階に入ります前に、ただいままで昭和三十一年度以来財団法人輸送機設計研究協会といふのができておまして、これが機体六社あるいは部品關係の七社、その他の各關係製造会社の協力を得まして、また人的な面につきましても各社から協力を得て設計を一応やつておるわけでありませう。すでに実物大の木型も完了した、こういう段階でございませう。従ひまして今回の会社におきましてもその構成におきましては、当然これらの各会社からも協力を得なければならぬ、こういうふうな考えておりますが、具体的にたとえば社長はどういふ人、あるいは専務にどういふ人、そういうところまでは実はまだ考えておりません。ただ御承知のように、この会社は自分で全部設備を持つて製造する会社ではございませんで、結局協力を得ておりますそれぞれの既存の機体会社あるいは部品会社等の協力を得て、それらに對して下請をさしてやつていく、こういう会社でございませうので、この会社自身が非常に膨大な敷地なり設備を持つて、自分で製造するといふことではございません。むしろそういう面に関する物的な設備といふものは、特に大きなものは必要としないう、こういうふうな考えております。

○田中(武)委員 十九条の二号による「輸送用航空機及びその機体構造

部品の製造及び販売」こうなっております。どうもこの会社のやることは将来みずからの手で輸送機を作る、こういうことになると思うのですが、試作の段階では二機だとか四機だとかというところであるが、計画を見ると、もう五、六年先には大産生に入ると、こうなつた場合はやはり相当の設備なり敷地は必要だと思ふのですが、将来の構想はどうなんですか。しかもおつしやるようなことなら十九条二号というものは、あまり必要ないのではないかということも考えられるのですが、いかがですか。

○小出政府委員 この会社は先ほど申し上げましたように、すでに各関係会社の協力を得て、設計を一応完了いたしました。おきまする財団法人輸送機設計研究協会を、さらに発展的に継続するわけでございますので、実際の製造業務あるいは部品関係の製作等につきましては、すでに既存のメーカーがございまして、その間のそれぞれの割り振りというものもおのずから分野がきまつておりますので、これらの会社に対しまして発注をし、そして製造の主体はこの会社ということになりますけれども、実際の製造はそこでやる、こういうことであります。従いまして今御指摘の第十九条の第二号の「輸送用航空機及びその機体構造部品の製造及び販売」ということにつきましては、これはそういうような生産体制において行う予定でございます。従いましてさしあたりこの会社自身でそういう機体関係の製造、販売をやるといふような関係にはなっておりません。

○田中(武)委員 どうも通産省を流れる一貫した考え方がこれにも出てきておる、こう思ふのです。われわれが前回の軽機械の輸出振興法の審議のときにも、あるいはあらゆる法案審議のときに申し上げるのですが、やはり官僚統制の強化をはかる、こういうことの考へ方が通産行政の一貫した流れである。そういうことについてわれわれは指摘してきたと思ふ。今の御答弁によるもののおくれている日本の現在では、ある程度そういうことは必要を感じないこともないのですが、やはりやり方は異なるが、この法律による特殊会社を作つて、それを通じて航空機製造全体を統制していく、こういうような思想が流れているように思いますが、いかがでしょうか。

○小出政府委員 航空機製造株式会社というふうな特殊会社を、今回政府出資によつて作ります趣旨は、この会社を通じて業界の何らかのコントロールをやるというふうな、いわゆる官僚統制的な意図を持つておるものではないかと思ふ。こういう航空機産業化をやりますにつきましては、むしろ業界自身の方の態勢をいたしまして、どの一社においてもこれを単独で、かつ民間のリスクのみにおいて製造、販売するということとは、とうてい不可能でございまして、やはりこれは先進国の例におきまして、国家の非常に強大な助成を——その助成の方法はいろいろな形態があります。あるいは国自身が設備を持つて、その三分の二以上を貸与しておるというふうなアメリカのやうな例もございまして、とにかく国家の非常に大きな助成というものがなければ、航空機の製造というものは不可能であるという実情でございまして、

で、その実情に即しましてこういつた形態をとらざるを得ないのではないのか、かように考へておる次第であります。○田中(武)委員 重ねてお伺いしますが、まあ航空機のようなものだからというところなんです、通産省から出てくる法案のほとんどを見ますと、その業種、業態は異なるとしても、輸出振興協会とか、何とか協会とかいうのを作つて、その業界のすべての頂点にそれが立つて、そしていわゆる輸出振興だというふうな関係から出てきておる輸出取引法の一部改正法を見ておると、やはり一貫した流れが出ておる。全部そういう方向に流れておると同じように、やはりこの航空機業界に対して、この特殊法人の会社が一手販売、一手買い取り、いわゆる窓口を一本にしぼる役割を果たす、こういうふうな感じを受けるのですがどうでしょうか。

○小出政府委員 軽機械の点は私の所管でありますので別といたしまして、他のいろいろの法令の関係等におきましては、お答えいたします限りではございませぬけれども、航空機に関する限りにおきましては先ほど申し上げますように、航空機工業それ自身が非常に総合的な工業であり、かつ精密度も高い、技術的にも最も高度の技術を要するものでございまして、しかも日本が戦後の空白によつて非常に立ちおくれしておる。立ちおくれしておるけれども、今日立ち上れば、ちよと数年後における世界各國の国際競争の中に参加するチャンスとして最も適当な時期である、こういう意味におきまして、今回これを発意いたしますに付きましては、どうしてもこういう形態でなければ、民間だけの力ではできないという実情に即しましてこれをやるわけでございます。従いまして、ちよとど同じような総合工業であるところの自動車工業と異なるといふものは、かつてはこれは将来という国産化は不可能であらうというふうな、戦後思われておりましたものが、今日アメリカにさへ輸出できる態勢になつたというふうな実情もございまして、そういう長い将来の形勢は別といたしまして、さしあたり世界の競争に追いつくというためには、どうしてもこういう態勢をとらざるを得ないのではないかと、かように考え、また民間各会社におきましても、そういう趣旨におきまして全く同感であり、かつこれに協力するといふ態勢が、すでに設計の段階においてできておるわけでありまして、これをさらに発展せしめまして、こういう会社にしたい、かように考へておる次第であります。

○田中(武)委員 これは直接局長とは関係がないと思ふのですが、たとえば輸出に当りまして、貿易の問題にいたしましても特殊な関係があるからちよとやらなくてはならぬ、今航空機も特殊なものであるからちよとやらなくてはならぬ、すべてそういうことによつて、考え方によると業界を一つにまとめ、その頂点に立つ特殊会社なり特殊法人を作つて、それが法の保護を享受し、あるいは国家がそれに資金を出すというふうなことに方法が、このごろほとんどの部面において現れてきておる。そのことを裏返したならば、前国会に政府は独占禁止法の改正を出した。これは世論の反対にあつて引き下げた。だが、これを今国会には

まだ出してきていないようですが、これを出さなかつたからといって、独禁法の緩和と同じような状態を作つていくということについては、政府の一貫した考え方であることは間違いないと思ふ。こういうふうなやり方を裏から見れば、業界の自主的な協定、カルテルという格好で動いていく、すなわち独禁法の思想に反する独禁法改正と同じような方向にいく、こういうふうな形勢を作りつつあるというふうに私は感じるので、これは局長直接じゃないのですが、せつと次官が見えておりますので、大臣にかつて御所見を承りたいのです。この法律もそうですが、今度出てきておるところの通産省関係の法律のほとんどが、すべてそういうふうな傾向を示しておる。これを裏から見れば独禁法緩和、独禁法の改正を出してきただけが、それは世論の反響で引つ込めたが、実際にいってそれと変らないような各業界、産業別の組織を作つていく、こういうふうに感じるので、いかがでしょうか。

○中川(俊)政府委員 世新長官のまねをするわけではございませぬが、非常にいいところをつかれた。私は、過去わずかの間ですが、通産省へ入つてみて、正直申し上げて、全く田中さんが先ほど来おっしゃつておるような点なきにしもあらずだと思ふ。どうも官僚統制というか、そういう方面にややとあるように思ふのです。これは社会党さんは統制経済がたしか好きだったと思ふのですが、しかし御承知の通り統制経済についてはいろいろ非難がございまして、できるだけ自由経済に持つていかなければならぬことは申し上げ

るまでもないので、また一面考え
てみますと、田中さん、私入って
みても、業界がばらばらに
やっておりますが、輸出を阻害するし、たと
えば三十三年度の輸出の状態を見てみ
ましても、数量はほとんど目標に達し
ておるけれども金額は達しない。ダン
ピングをやる。各業種は別々に勝手な
ダンピングをやる。そういうようなこ
とで、結局輸出数量だけは所期の目的
を達する数量は出ておつても金額は達
しない。国家のために非常に私はなげ
かしいことだと思つたのです。そうい
う意味から考えて、先般の縣機械の法
律あたりも、やはりあれを放任してお
きますと、私はこれは大へんなことにな
つて、しまひにはダンピングをやつ
て、世界の市場から締め出されるとい
うような結果にあるいはならないとも
限らないと思つたのです。ですからあ
の法案の出ているときでも、さらに今
議題になつておられます航空機工業法案
につきましても、私は最初に相談を受
けたときに、これは官僚統制というよ
うなきらいに見られやしないか、こ
ういふことで、私は大臣と二人だけご
ざいました、正直に申し上げますと、相
当の問題につきましてもいろいろな
角度から検討してみたのです。けれど
も、まあ一応この段階でやってみて、
そうして今御心配のような点が施行し
ていく上において現われるならば、こ
れはもう国会で廃案にするなりあるい
はまた改正するなりして、その段階を
踏まなければならぬけれども、一応そ
れではとにかくやってみようじゃあり
ませんかというので、これを国会に
提案したわけなんです。しかし今御心
配になりますような点は、確かにそれ

はないとは申しません。私もそういう
点を懸念いたしておりますから、そう
いふ点につきましても十分一つ私ども
注意したいと思つています。
なお私どもの寿命は短かいのであり
まして、いつまでも政務次官をやつて
おるわけじゃありませんから、いつま
でも通産省の内部におつて監督するわ
けには参りませんが、そういう官庁の
やることにつきましても、社会党とい
わず自民党といわず、政党が十分監視
をしていただきたと私は思つたのです。
これが日本では、はなはだおこがまし
いことを申し上げて恐縮ですが、役所
に対して政務の監視が足りないと思つ
たのです。私は役所に入つて非常にそ
ういふ感じを持ちました。今ごろいろ
んな問題になつて、一例を申し上げ
ますと、アメリカの自動車を入れる
というふうな問題について、ガソリ
ンのない日本がたゞくさんなガソリンを
使つて、そうして交通妨害になる大きな
車を、報道用であるとか観光用である
とかいふ名目で入れておる。入れてお
るが、実際に調べてみると、どの
新聞社にも自動車部というのがありま
して、ひどいところになると自動車部
がこれを賃貸しておる例すらある。
さらに観光用というので入れておつ
て、そうして御承知の通り今は自動車
を入れれば倍も入るのですから、五
百万円の自動車を入れれば一千万円、
三百万円のフォード、プリムス級なら
やはり六百万円、倍も入る。国民の
貴重な外貨を使つて、そうして特定の
人がもつておるというふうなことで
あるから、私はことしも外車なんか入
れる必要はないと言つて、いまだに決
裁せざるおる。そういうふうなこと

について、各方面からいろいろ圧力が
あります。社会党さんの方からも、な
ぜ入れないのかと言つてこられる人が
あるんですよ。あなたの方の人でもあ
る。わが党にもあるのです。あるが、
私はだから言つてきても、私が納得
できない決裁しませんが、言つて、
いまだに決裁せざるおるのです。これ
は一例ですが、そういうことについて
私は役所に対して政務の監視が足りな
いと思つたのです。だから官僚統制に
持つていく、役人がいろいろのことを
やるという非難はしますけれども、
それなら平素それだけの監視をしてお
るかという、私のわずかな経験です
が、していかぬように見受けられるの
です。ですから、この法案は一応これ
で通していただいて、そうして十分に
一つ社会党さんと協調して、私もも
うすぐ政務次官なんというのにはやめま
すから、あんな忙しいうところに長くお
つて、そうして皆さん方と一緒になつ
て、私が修得した点については、田中
さんあたりと特に協調してよく監督を
したいと思つたから、どうぞ御協力
をお願いします。

●田中(武)委員 中川次官のおつ
しやつた五、六割までは私は同感
です。大いにやつていただきたと思
います。ことに次官として政府の要路
にあられるのだから、やつていただ
けと思つた。しかしまだ御答弁の中で、
いわゆる官僚統制につながる統制経済
と計画経済を混同しておられるよう
な点があります。これはここで論議す
べき問題じゃございませんので、差し
控えます。

●田中(武)委員 ところで一つ特に強調
いたしたい点があるんですが、と申し
ますのは、アメリカ軍が駐留して来ま
して、まだ日本ではジェット機とい
うようなものについてあまり経験な
技術を持たなかつた当時、各航空機
社から、表面は解雇の格好をとつた
が、その会社を一時離れまして、も
りで駐留軍の労働者として入つてき
て、そして一年なり半年なりたつて、
一通りのジェット機に対する知識な
り技術を修得したらやめて、その会社
に戻つて重要な地位につく、こういう
ような事例が今まであつたと思つた。
事実を指摘するならば、それによ
り、知のように、アメリカ軍の駐留軍の撤
退はわれわれ国民として大いに望む
ところでありまして、その反面、多くの
駐留軍関係の労働者が解雇せられて、
職にありつて困つておる実情に
ついては、よく御承知の通りでありま
す。ことに一例をあげましたならば、
立川基地周辺をとつただけでも、約三
千人の解雇者が出ております。しかも
この人たちは従来から、立川飛行機
あるいは航空技術研究所あるいは昭和
飛行機といふようなところの従業員が
多くて、そういう人が駐留軍関係の
労働者として基地に入つておつて、相
当のジェット機等についての技術等を修得
しておられます。そういう人たちが駐留
軍の撤退によりまして、今申しました
ように、立川周辺だけで三千人という
人が出ておる、こういう状況なんです。
従つてこういう会社が出てきて、た
とい百人でも百五十人でも新たに人を
採用し、しかもそれがジェット機輸
送に対する設計、試作、実験という
ようなことなら、この経験者として特
に適當だといふことができます。これは会社
が独自の立場で雇用するであらうけ
れども、監督的な立場に立つ通産省、
ことに重工業局等から、今日の駐留軍
離職者の実情を見ていただきたして、
十分こういふような技術を持つて

人を生かすような方法についての御指導をお願いしたいと思います。その点について一つお伺いしたい。

○小出政府委員 この会社ができました。この会社自身で雇用する技術者、労働者、あるいは関係の協力します各会社において雇用いたします。技術者、労働者、職員等につきましては、もちろん非常に高度の技術あるいは経験を要するものでございますので、なかなか適格者を得るといことは困難かと思ひますけれども、ただいま御指摘がありましたような駐留軍関係の離職に伴いますこれらの救済対策等につきましては、すでに政府全体といひまして、あらゆる面においてできるだけ援助をするという方針で臨んでおりますので、ただいま御指摘がありました、航空機関係の駐留軍の労働者で、駐留軍の撤退に伴う離職対策の一つとしても、そういうような適格者があります場合には、もし同じ条件でありますれば、そういうような人々をなるべく優先的に取り扱うというような方針につきましては、そういう方針で指導していきたい、かように考えております。

○田中(武)委員 重ねて強調しておきたいと思うのですが、もし同じような条件であるならばというよりなことでなく、努めてそういう方向において指導をしていただきたい。と申しますのは、この会社に対して初年度三億円で、すか資本金を出す、六千万円の補助金をつける、相当国としても資金的な面を見ておるわけです。一面、駐留軍の関係の離職者は、これは考え方によれば、敗戦の一つの犠牲者である、こうも言えると思うのです。かつてはいわ

ゆるアメリカの基地なりその他において働いて、そこではいわゆる日本的な労働法の適用を受けず、まあ酷使であつたかどうか知らぬが使われて、そして国民的歓迎の中で駐留軍が引き揚げていったあと、自分たちの職を奪われたということ、それに対して、今二、三の例をあげられましたが、政府自体の対策は、私は十分でないというよりか、むしろなっていない、こういうことを指摘したいと思ひます。その中において、こういう人たちが立川だけで三千人もおる。こういう点に留意していただきまして、ことに特殊会社であり、国が今後いかに政策を見ていく会社である、こういう人たちにらみ合せて、こういう離職者の人たちに、ことにこの人たちがジェット機に対する技術なり経験を持つておる、修得したということなら、うってつけだと思ひますので、特に一つ努めて採用するよう、強く御指導願ひたいと思ひます。次に、お伺ひしたいのですが、この十四条二項ですか、それによりまして、「政府は、予算の範囲内で、会社に対して出資することができ。」というところになっており、計画を見ました場合に、まず初年度、来年度は政府が三億円の出資をする、民間から二億、補助金が六千万円、これで一応出資することになっておるわけです。予算の範囲内と、こういうふうに書いてあります。三十八年には大体三十九億五千万円の計画のようですけれども、そうすると、初年度から三十八年度までの政府出資金については、一応の計画もあると思ひますが、そういう三十八年までの三十九億五千万円の詳細な年次計画を一つ聞かしてもらいたいと思ひます。

○小出政府委員 ただいま御指摘の通り、政府出資に關しましては、当然のことでございますけれども、予算の範囲内においてということでございます。まず初年度、三十四年度におきましては、すでに三億円の政府出資ということになっておるわけでありまして、この政府出資は、附則の方に書いてございまして、本格的な量産段階に入りましては、大体収支も相当償うであろうということ、民間出資を中心に行つていくという大蔵省との打ち合せになっておるわけで、そういう趣旨が表わされております。従いまして試作、試験機を製造いたします試験段階が終了するまでの昭和三十八年度までの間に、政府出資を行つ、こういう予定でございます。その資金の総額は三十九億五千万円、こういうことになっております。そしてこの年次別計画というものは、これはまあ一応将来の政府の予算措置等と関係もございします。この各年度ごとにそれぞれに考へておられますけれども、一応昭和三十五年度以降については、われわれの考へておられます出資の予定金額を申し上げますと、――失礼を申し上げました。特に年次別にはきめておりませんけれども、政府の出資は、大体私どもの予定といたしましては総額の半額以上は政府出資による、こういうふうに考へております。

○田中(武)委員 それでは半額以上は政府、半額未満が民間、こういうことになるのですか。最初出資は三対二、こういうことになるのですが、将来において、こういう比率を保つていくおつもりなのか、それとも大体どういう程度の振り合ひでお考へになつておられますか。

○小出政府委員 官民の出資比率につきましては、ただいま私半分以上ということをお願いしましたが、これは航空機工業に關する政府助成の必要性、あるいは先進国等における諸外国の例等から見ても、やはりこれはできるだけ政府出資を多く出す方向に持つていきたい、かように考へております。従いまして初年度においてはすでに三対二という比率になつておりますが、少くとも通産省決定はこの三対二の比率を最小限度というふうに考へまして、将来はやはり政府出資の比率はこれよりは増大することがあつても下らないようにしたいと考へております。

○田中(武)委員 そうすると具体的にいへば、政府として年度にこれだけ出すということがきまつて、これと大体三対二程度の比率をもつて民間の出資を募るのか、あるいは民間の出資がこれだけあるということを見て、これらの出資をこの程度ということと予算の要求をせられるのか、その関係はどうなつておりますか。

○小出政府委員 これは各年度ごとに事業の進捗状況なりあるいは会社の経営の状況等によりまして、そのときの予算編成時期等における情勢によつて、判断しなくてはならぬかと思ひます。ありますが、やはりすでに今年の経験等から見まして、民間における出資の能力と申しますか限度と申しますか、そういうようなものをやはりまず相当に勘案いたしまして、そして既定の計画を遂行するということを大前提といたしまして、その計画に必要な経費につぎまして足りない分についてはできるだけ政府が出資をしていく、こういうふうな考え方になるのではないかとと思ひます。

○田中(武)委員 この計画を資料で見ますと十年後までのことは大体数字が出ておりますが、それ以後この会社をどういうような格好で存続させていくおつもりか、これをお伺ひします。

○小出政府委員 先ほど申し上げましたように、昭和三十八年度をもって大體量産、マスプロの段階に入るわけでございます。そしてその量産のベースに乗りましては大体その量産のペースに乗りましては、会社の収支関係等も相当好転するだろうというふうに考へられますので、従つて先ほど申しましたYS-11型の量産態勢に昭和三十八年度から入る、そういういたします。その昭和三十八年度から七年間の計画におきまして、全部で大体百五十機の生産を行つて……。

○田中(武)委員 それはわかつておりますが、十年たつた以後の会社をどういう格好で……。

○小出政府委員 一応その辺までの計画は持つておりますが、それから将来の量産態勢がさらに一そう進捗いたしまして、海外における需要なり、あるいは輸出関係等の需要が、どういふふうに増大――当然増大すると思ひます。ありますが、増大をしていく関係等を見まして、それ以後における動きを立てたいと思つておられますけれども、現在のところはそれ以後何十年という長期にわたる事業計画は、ただいま持つておるわけではございません。

○田中(武)委員 なぜそれを伺つていいのかといふと、この会社が存続す

る限り政府持ち株はそのままでもいいか、あるいはその時期がくれば、その政府持ち株を何らかの方法で処分するということが考えられておられるのか、その点に関連してお伺いしたい。

○小出政府委員 政府の出資は先ほど申し上げましたように、一応量産段階に移行する前の段階まで出資をするわけでありす。それ以後においては新たな出資はしないというわけでございますが、しからばすでに政府が出資いたしました持ちは、将来どういうふうな趣旨の御質問かと思ふのでありますが、これに關しましては、たとえば日本合成ゴムというような特殊会社の場合におきましては、その株式処分に關する規定がある程度あるわけでございますが、特に今回御提案申し上げましたこの会社につきましては、あらかじめその株式の処分というのを予定いたしておきません。やはり将来とも政府の財政的援助というものは、出資なりあるいは融資なりの形において必要であると思ふので、特に持ち株を将来処分するということは予想いたしておきません。

○田中(武)委員 十年先のことで心配しなくてもいいのですが、そのころになると立場を異にして私たちがさあへすわつておられると思うので、そこは別に心配ではないのですが……。(笑聲)

それから三十八年度から政府が出資しない、そういうことになりす、それ以後で民間の方が増資をした場合は、今言われておった比率は将来変わるわけですね。

○小出政府委員 当然に変わるわけでございます。

○田中(武)委員 私まだ質問の半分も入っていないわけでありすが、次の採決の關係もありすから、自後の質問を留保いたしておきまして、この辺で一応おきます。

○長谷川委員 長 それでは航空機工業振興法の一部を改正する法律案及びプラント類輸出促進臨時措置法案は、このあとでまた質疑を続行いたします。

○長谷川委員 長 お諮りをいたします。商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の両案についての御質疑はありますか。――両案についての質疑は終了したものと認めます。

次に、両案を一括して討論に付すのでありますが、両案につきましては討論の通告はありせんので、これを行わず、直ちに採決するに御異議ありませんか。

○長谷川委員 長 御異議なしと認め、そのように決します。

採決いたします。両案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

○長谷川委員 長 御異議なしと認め、そのように決します。

次に、ただいま可決いたしました両法案に關する委員会の報告書の作成等につきましては、委員長に第一任願うことに御異議ありませんか。

○長谷川委員 長 御異議なしと認め、そのように決します。

○田中(武)委員 百五十機作る、そのうち百機を輸出する、こう言っているのですが、まず作ることにして大体自信がある、こういうことですが、今度は出すことについてこれまた自信が、申しすのは、現在では日本の技術はすでにおくれているわけですが、十年後にはなお相手方も、先進国は技術が進んでおるうし、こう考えたときに、いわゆる追いつき、追い抜くだけの技術的な自信があるのか、また同時にコスト的に考えても将来の資材の値上り、こういうことを考えて国際ベースにおいて百機輸出をするというに對するコスト上の自信があるか、こういうことがまず疑問として起るのですが、いかがでしょうか。

○小出政府委員 御指摘の通り製造が順調に進みまして、売れない飛行機を作るのには意味がないわけでございますので、その間の需要の想定等につきましては、百五十機のうち大体五十機を国内、百機を輸出、こういうふうに想定いたしておきまして、これらの想定は私どもといたしましては相当固く見積つたつもりでございますが、国内におきましては、国内民間航空の需要の伸び等につきましては、比較的低目に押える、また現在飛んでおりまするすでに古い飛行機等につきましても、代替性というふうなことにございまして、その算定をかなり精密に見積つておきます。

それから輸出向けの需要の点につきましても、東南アジアあるいは中近東、中南米それぞれにつきまして、現在それらの地域において飛んでおりまするDC-8、その他の種類の代替性の問題等々にとらみ合せまして、相当精密に算定したつもりでございます。

そこで今お話の、どうせ日本でこれができる上には五、六年かかるわけでございますが、その間に世界各国もやはり作るわけでありすので、それでは結局競争力の点において、スター・ラインにおいてすでにおくれている日本といたしましては、結局五、六年先においてもおくれをとるのではありませんかという点は、まことにごもっともな御心配の点だと思ふのであります。

が、幸い現在一応完成してありますYS-11型というものにつきましては、これは輸送機設計研究協会におきまして非常に精密に、世界各国のいろいろな面につきましての最も優秀な面だけを抽出いたしまして、これを総合設計したきわめて自信のあるものでございす。と同時に、他の世界各国におきましては、これと同じような優秀性を持った民間輸送機はまだ設計いたしておきません。従いまして将来五、六年先におきまして、これを完成いたした一九六三年ごろを想定いたして見ても、十分われわれの設計にかかるといふ優秀な設計による飛行機というものは、他の諸外国においてもこれに匹敵するものは現れないであらう、かように考えております。

従つて輸出の可能性につきましては、その面からは心配がない、かように考える次第であります。

それからもう一つ御指摘の資材關係その他の物価の変動というふうなものによりますコスト計算、一機三億五千万円程度ということについての変動を来たすかどうかという点でございするが、確かに資材關係、材料關係に

つきましては、当然物価の変動といふことはございさすけれども、そういうようなものがあるにしても、他のいろいろな製作費の中に盛っておりまして、価格の見方でありまして、あるいは海外宣伝等のそういう費用でありますとか、そういう営業費、販売費というように面につきまして、かなり弾力性のある経費の見積りになっておりますので、かりに資材関係において値上りがありまして、十分これを吸収し得るだけのコスト計算をいたしてありますので、そういう将来の面につきましては、コスト的な面においては心配は要らないのじゃないか、かように考えております。

○田中(武)委員 百機を輸出するといふのだが、大体どういう国へ輸出する目途があるのでしょうか。

○小出政府委員 YS-11型をかりに輸出するとして場合におきましては、東南アジア、中近東、中南米、この地域が大体この飛行機の性能から申しまして輸出適格地だと思ひます。そこで現在これらの各地において飛んでおります飛行機が、数年を出して代替しなければならぬ時期にくるわけでありまして、その代替を必要といたしまする機数は、東南アジア地域におきましては約二百六十機です。それから中近東地域におきましては九十三機、中南米地域におきましては六百二十機ばかりありまして、これらの三地域の合計だけで九百七十八機という数字が一応代替を必要とするであろうと認められております。輸送機があるわけでありまして、一方今後十年ぐらゐの間にございまして、航空輸送はもう急速に伸びると思ひます。一応考えられます。

のは一八%、あるいは低く見積つても一〇%の伸びと考えられますが、もちろんそういう国際線につきましては、これはどちらかと申しますと、もつと大型ないしはジェット機のようなものでありまして、この中型で考えておりますものにつきましては、さらに全体としての伸びは十年後の昭和四十二年ごろまでは、やはり二倍ぐらゐの需要の伸びがあるだろう、こういうふうに見積つても考えられるのであります。従つてこれに對しましてYS-11型が、現在飛んでおりますDC-3と代替いたします場合には、大体一機でもつて二機分ぐらゐの代替性がある、こういうふうに見積つてみました場合には、新規需要が全体として千百機ないし千二百機あるのではない、かゝるいうふうな一割だけをYS-11型でまかなうに考えられます。従ひましてさらにその一割だけをYS-11型でまかなうといふと、百十機ないし百二十機の需要といふものは十分に考えられる、かゝるに思ふ次第であります。

○田中(武)委員 今の御答弁によると、自信があるようなのだが、もう一度さらに聞きたいんですが、技術的コストの面から、ジェット機の先進国を相手に、今おっしゃったような中近東なり、東南アジア、かゝるいうような方面で、実地貿易の勝負に打ち勝つという自信が出てくるんですか、いかがです。

○小出政府委員 技術的な点につきましては、先ほど申し上げておりますように、設計自体の問題とそれを製作する技術の問題と両面考えられるのであります。設計面におきましては、非常に優秀な——国際的に見ても、現在の段階においては最も優秀と考えられる設計になつておるといふふうに考えられます。技術的な面につきましては、御承知のように、戦後の空白がございましたけれども、その後ジェット機その他米軍の発注等によりまして、あるいは防衛庁需要等によりまして、相当技術陣営におきましても訓練をしておりました、十分に技術的には太刀打ちできるものである、かゝるに考えております。それからコスト的には一機当り三億五千万円という数字は、諸外国の例から申しまして、これと同じような優秀な性能の飛行機というものを考えます場合には、十分競争力のあるものである、かゝるに考えております。

○田中(武)委員 それはいづれ将来の問題ですから、その自信を持って、計画がそこを来たさないようにやつていただくということ、この点はおきたいと思ひます。

先ほど特殊会社の大体の構想を伺つたわけなんですが、三十八年の試作段階、試験段階まではそのような構想でいけると思ふんですが、三十八年以後のいわゆる屋簷優勢に入つた場合、量産段階においてやはり今までおっしゃつたようなことはいけるのかどうか。その場合に関係各社との関係はどういうようになるのか、これらについて一つまだ納得いかないんですが、十分の御説明をお願いしたいと思います。

○小出政府委員 量産段階に入るまでのその前の段階までは、これは当然政府のよほどの援助がないと軌道に乗らないといふことで、一応政府出資はそこまではやるということになつておるわけでございますが、いよいよ量産段階になり、月産二機というふうなペースですすべり出した場合におきましては、申すまでもなく量産の需要との関係がございさす、われわれの需要想定は相当かた見積つておられますので、需要があるというのを前提にして考えまして、量産優勢が進めば進むほどコスト的にも相当合理化されて参りますから、一そう収支関係等におきまして十分償つていく、かゝるに考えております。その場合における生産の形態でございますが、これはやはり少くとも当分の間はかゝるいうふうな態勢におきまして、各会社が一社だけで全部機体から部品から関連設備等までやるというところは、とうてい不可能でございさすので、かゝるいうような態勢でやらざるを得ないのでないか、非常に長い将来のことになりまして、これはまたあらためてそのときの情勢によつて判断しなければならぬ、かゝるに考えております。

○田中(武)委員 たとえば部品という、その航空機を構成する機械器具、たとえばエンジンとか計器、かゝるいろいろな部分を、結局エンジンはこの会社がやる、計器はどこのやるといふようにきめて、それを作つたやつをこの特殊会社で組み立てただけをやるということになるのか、あるいはこの会社が量産優勢に入つた後、今言われたような百九十名等の従業員で実際にいうことをやるのか、この会社自体が量産優勢に入つてからはどんな仕事をやるのか、かゝる点についてお伺ひしたいと思ひます。

○小出政府委員 この会社と各既存の航空機関係の会社との関係でございさす、この会社自体は、先ほど来申し上げておりますように、まず設計はこの会社がやるわけでありまして、それから設計されたものの試験でございます。いろいろな試験がございさす、それが、それらの試験はやはりこの会社が主体になつて行います。その試験をいたします設備は、国有の試験設備もございさす、あるいは各会社が持つております試験設備もございさす。そういうところを利用いたしまして試験をやる主体はこの会社であります。それからこの製作に必要な治工具を作るわけでありまして、その治工具の設計なり製作は、この会社からそれぞれ関係会社に発注をする、かゝるいうことになつております。そういたしますと、試験期、それから試作期あるいは量産期といういわゆる製造段階に入りますと、それぞれの各部品につきましては各社に下請発注をいたします。そして組み立てにつきましては、ある特定の、そのうちの一番主体になる会社を組み立てを委託する、かゝるいうふうな関係になろうと思ひます。それらの委託関係あるいは下請発注の分野等につきましては、大企業界の内部におきましては態勢が整つておまして、相協力して、各社の設備なり、技術的な能力なり、あるいは生産能力の余剰分を動員してきめる、かゝるいうことでは、先ほど言つたように、これは設計関係はこの会社にあくまで責任でございさすので、設計部門につきましては、相当これに必要な技術者といふものがあつてくるわけでありまして、設計は一べん設計すればそれで終るということではございせんので、絶えず経験によりまして改良を加へな

ければならぬという意味で、設計技術の面につきましても、将来さらに増員していくことが必要であらうと思ふのでありますが、具体的な発注、生産関係は、ただいま申ししたような関係にならうと思ひます。

○田中(武)委員 だから、この特殊会社は親会社のような格好で、関係の各会社が下請会社のように注文を出す、そしてここで組み立てられるものと思つたら、そうでなく、組み立ても他の関係会社でやつていく、こういうことになる、それじゃ具体的に十九条の各号のなし得る業務を今の御説明に当てはめまして、どれとどれとをやるのか、お伺ひいたします。

○小出政府委員 十九条の各号でございしますが、これは結局この会社が営みます事業範囲、これはやはり会社自身の建前といたしましては、設計、試作、試験、製造、販売ということはこの会社自身の事業である、こういうことになるとなるわけでありますが、その会社自身の行います製造、販売につきましても、それぞれの機体関係の構造部品なり、あるいはそれ以外の部品等につきましても関係の会社に発注をしてやらせる、こういうことでございします。事業といたしましては、この会社が全体を設計から製造、販売という事業それ自体は、この会社の事業である、こういうふうなふうに考えます。

○田中(武)委員 いや、実際は作らないのでしょ。この会社は物を関係会社の下請のようにして作らすのでしょ。そうすると製造というふうなことが出てくるのでしょか。販売だけの仕事と違ひのですか。

○小出政府委員 まあ製造という言葉は法律上の解釈の問題になりますけれども、自分自身で設備を持つて全部をやるという場合は、もちろん製造でございしますが、こういふたような形態におきまして、自分で製造権を申しますか、そういうものを持つておるといふ意味におきまして、やはりこれはこの会社の製造にかかるといふのである、こういうふうな解釈をいたします。

○田中(武)委員 部品メーカーと組み立てメーカーがあつて、そういう場合に少くともアッセンブルはパート・メーカーから上つてきたものを組み立てることによつてそれを製造した、こゝう言えると思ふのです。ところが今の御説明によると、組み立て自体もやらないといふことになつたら、製造といふような範疇に入るものでしょか。製造権といふのは一体どういふものなんですか。

○小出政府委員 この会社が自分で設計をし、その設計に基づきまして発注をいたして、委託して製造をやらせるといふ形でございします。や、やはりこの会社自身が製造を行つた、ただあつた方の規定がございします。に、普通の航空機製造事業法による製造の場合と、確かに設備的な面におきまして形態が違ひますので、特に航空機製造事業法による製造事業者とみなすといふ一応の、みなす規定も置いておる次第でございします。形態としてはやや異なつておりますけれども、やはりこの会社自身の製造事業である、こゝういふふな解釈をいたしております。

○田中(武)委員 たとえば私がこのライターを、ライターを作る会社へ、こゝういふ格好で、こゝういふ意匠を入れ

たものを作つてくれ、こゝう注文する、私は何も作らない、設備も何も持つていない、設計や意匠等はやつて、全部向うで作つてきたものを私が受け取つて、これ売るといふのですか、そういう業をやつたときに、私はこのライターの製造業者になりますか。

○小出政府委員 形態としては、今ライターの例をおあげになりましたけれども、まあそれに似たような形態にならうかと思ひます。

○田中(武)委員 この製造の法律上の解釈はまあそのぐらいにしておきましよう。しかし何か十九条各号と今の説明を見ると、この特殊会社がやることと、この条文の文句とがびつたりこないやうな感じがするわけなんです。ついでですけれどもお伺ひしますが、三号の「前二号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するため必要な事業」、これはさき文句で、こゝういふような場合は入れるわけなんです、ことにこの場合は二項において、通産大臣の認可を、こゝういふことでございしてあるわけなんです、こゝういふと一体今考えられるのは、どういふやうなことが三号として考えられるのですか。

○小出政府委員 さしあたり特に今すぐどうこうと予定したものはございせんけれども、予想せられまゐるものは、修理関係あるいはアフター・サービスと申しますか、こゝういふやうな関係の事業が出てくるのではないか、かやうに考えております。

○田中(武)委員 それではこれはそのつど二項によつて大臣の認可をとつて行つ、こゝういふことになるのですね。

○小出政府委員 その通りであります。

○田中(武)委員 航空機といへば、私どれほどの部品があるのかよくわかりませんが、自動車会社に聞いたら、自動車でも三万でしか部品があるそうです。そうするとこの航空機工業振興法によつて作られていく輸送機、これはあらゆる部門に関連を持つと思ひます。たとえば電子工業の振興法もあつた、あるいは小さな機械工業に振興法もあつたと思ひます。これは振興法を審議したときも若干私触れたと思ひますが、現に出ている電子工業振興臨時措置法でしたか、あるいは機械工業振興臨時措置法、こゝういふのと本法自体との一今問題になつておる特殊会社じゃないのです。本法自体との関連及びこの会社で作る飛行機の各部品で、たとえば電子工業振興法の関係になるやうな部品、たとえばコンデンサーあるいは抵抗器、こゝういふやうなものが出てくると思ひます。これは機械工業振興法にも規定せられておると思ふのですが、これによつて部品の方にはまかなつていくといふか、この法律の適用を受けることによつてやつていくとするのか。それともこの航空機工業振興法による中型ジェット輸送機を作るために必要な部品についての振興政策、これは別個にまたお考えになつておるのか。何か法律を作るのがお好きですから、また別に航空機工業振興法の部品の振興に関する臨時措置法といふものが出てくるのかどうか、一つお伺ひします。

○小出政府委員 航空機工業振興法それ自体の問題でございしますが、今お話の通り航空機の総合工業といたしまして、部品部門が非常にたくさんあるといふわけでございます。そこでそれら

の部品部門につきましても、当然これは政府として相当の育成措置、助成措置をしなければならぬといふわけでございますが、その助成措置をするに当りまして御指摘の通り、この法律のほかに機械工業振興法といふものとエレクトロニクス関係の電子工業振興法といふものがあるわけでございます。それらとこの法律との関係でございしますが、機械工業振興法と電子工業振興法といふのは、機械工業一般あるいは電子工業一般に関するこゝういふた全体としての近代化といふことを主目的にいたしております。普通の機械工業一般あるいは電子工業一般に関する基礎的なと申しますか、あるいは汎用性のある面につきまして、これらの振興部品が選定せられておるわけでございます。従ひましてこの航空機工業振興法による育成措置は、それらの機械工業関係あるいは電子機器関係の中でも航空機専用部品といふものが育成対象になる、こゝういふわけでございます。ものによりましては、その分野が多少両者ダブる場合もございしますが、いずれもそれぞれの振興法によりまして品目を指定するわけでございます。具体的にはこの航空機関係の地上において特に専用のに使ひます管制機器とかあるいは無線機とか、こゝういふたやうなものにつきましては、この航空機工業振興法の指定品目になる、こゝういふふうに考えられます。

○田中(武)委員 どうもいつも言うことですが、あまり法律や何かが多過ぎると、二重三重の網がかかってくる、こゝういふ感じを私はいつも申し上げ、こゝういふふうに受け取るのですが、この場合がやはりさうなと思ふのです。

○小出政府委員 今の罰則の点につきましては、刑法と類似のような罰則が、いずれも会社の公的な性格またはその役員が公務員的な性格を持つておるという意味から、職務の公正を期する意味で、あるいは業務上の秘密等に關連いたしました、特にさういう趣旨から罰則を置いたのでありますが、全部刑法に依存しないで、特に經濟關係の罰則という意味におきまして、刑法と類似ではございますけれども、特にさういう規定を置いておるわけでありまして、これは他の特殊会社の先例等も、いずれもさういふような措置をいたしております。

○田中(武)委員 そうするとこれは一つの背任罪、瀆職罪と考えていいわけですね、それとも特別なこれによる罪名があるのですか。

○小出政府委員 たとえば三十二条等につきましては、これは贈賄、收賄という規定でございしますが、もちろんさういう性質の犯罪でございまして、結局罪名と申しますと、この法律に基く罪、さういふことに正確に申しますればなるわけであります。

○田中(武)委員 まだ若干質問したい点もあるのですが、実は私午後から他の委員会で質問を予定しておりますので、これで一応終りたいと思います。

特に希望を申し上げたい点は、冒頭申し上げましたように、この航空機の製造ということについて、特殊な事情から特殊会社が必要だということは、一応わからぬでもないが、何でもかんでも電源開発以来特殊法人を作つて

要でもあろうし、しますが、どうもそういうような点で、すっきりしない点もあります。一応これで終ります。

○長谷川委員長 小平君。

○小平(久)委員 本法につきましては、田中委員から詳しい質問がありましたが、なるべく簡単に若干の点についてお尋ねしたいと思ひます。政府が造船工業、さらには自動車工業、これに引き続いて航空機工業といふものを、いわゆる総合機械工業の発達の方策として、これを大いに振興していこうという意図に對しましては、われわれもより大賛成なものであります。法案の内容なりあるいは今後のこの会社の運営等について一、二この機会に伺っておきたいと思ひます。

まず最初に伺ひますが、この航空機工業振興法ができてから日も浅いのですが、若干の補助金を出したということがあったようですが、できてから一体政府は具体的にどういふ面で振興の措置をとってきたのか、これをお尋ねします。

○小出政府委員 航空機工業振興法の成立を見ましてから、航空機工業の國産化といふところが終局の目的でございますので、これに對しまして一定の計画をもちまして國産化を促進すべくやつて参つたのでございますが、その中核といたしまして昭和三十三年五月に航空機工業界全体の協力によつて、すでに財団法人輸送機設計研究協会ができておりまして、御承知のように三十二年度におきましては三千五百萬円の補助金を交付し、また三十三年度におきましては一億二千萬円という補助

金を交付いたしましたので、すでに実物の木型の試作、設計というふうなものを開始できる段階になつたわけでありまして、こういうふうなことによりまして、従来からのこういった設計研究の面について、そういった中核に對する助成をいたすと同時に、またそれぞれ関連の形におきまして技術的な面に對して、いろいろの試験なり研究をいたすにつかましては、それらの研究等に要します技術的な補助金といたしまして交付した参つた、こういうふうなことであります。従つてそういった設計段階が一応軌道に乗りまして、今日いよいよ試作の段階に入ろうというところで、今回の会社を設立して持つていきたい、かように考えます。

○小平(久)委員 そこで今回の法の改正は、主として製造会社を作る、こういうことにあるのであります。従来ありました設計研究協会と今度ですます製造会社、この間の関係といふものは、將來どういふことになるのか。法案を一読しますと、別段設計研究協会の成果を承継するといつたようなことは何にも書いてないようですが、おそらく内部的にはそういう話し合いがあらんできてこの案になつたと私は思ひますが、その間の事情をこの機会に説明していただきたい。

○小出政府委員 既存の財団法人輸送機設計研究協会と、今度この法律によつて作らうとしております会社との関係でございますが、実態的には既存の研究協会の事業を引き継ぐ関係になりますので、財団法人の研究協会はここの会社の設立と同時に解散をいたしまして、そしてそれまでにY S—1一型の研究、試作にいろいろの成果がござい

ます、そういった関係の全部の資料あるいは残余の財産というふうなものは、この新会社に寄付される、こういうふうなことになると思ひます。職員等の人的な面につきましても、大体新会社に引き継がれる、かように考えております。

○小平(久)委員 ただいまの御答弁のうち、設計研究協会の成果といふものは新会社に寄付される、特に寄付といふ言葉を使ひましたが、そうすると無償で引き継ぐ、無償で寄付するといふ意味ですか。

○小出政府委員 既存の財団法人研究協会の残余財産の引き継ぎにつきましては、ただいま寄付と申し上げましたが、その場合における有償、無償の関係でございますが、この財団法人の寄付行為を定められておりますのは、その財団法人が残余財産を処分するにつかましては、この財団法人の役員の決定に基づきまして通産大臣がこれを認可するといふことになっております。が、ただいまのところすでにもちろんそれらの点につきましては、協会内部におきましても相談をしてもらつておりますが、現在までのところ大体無償で寄付をする、こういう方針でいくものと考えられます。

○小平(久)委員 今の御答弁の中で、残余財産を無償で寄付するといふ大体の方向にあるとお話でしたが、一体残余財産といふものの内容がはからば何か、設計の成果であるとか、あるいはこれは大した資産もないのかも知れませんが、多少のものは持つておりましたら、一番大きなものは何と

いふても設計の成果だと思ひますが、そういうものを無償で出す、こういう意味なのか。その点はこの法案の中に規定されております設計あるいは試験、そういうものに要した費用といふものは、將來この会社の資産としてとつていける、しかもそれを將來研究、試作、試験期の終つた後に七カ年で消却するのだ、こういうことまでうたつてあるわけですか。そういうものの一番大きなものは、要するに設計だろつと思ひます。そういうものを無償でやるということと、將來この会社の資産にとつていくのだという規定と、どういふ関係になりますか。

○小出政府委員 財団法人輸送機設計研究協会のいわゆる残余財産といふものは、今小平先生から御指摘の通り、設計、研究の成果といふ、いわば無体の財産権、これがほとんど全部でございます。これに関連する多少の機械装置であるとか、あるいは工具、器具、備品といふようなものはございまして、無体のものが大体主でございます。それを一応この会社に無償で提供する、こういうことにならうかと思ひます。

○小平(久)委員 そうするとこの点はどうなりますか。おそらく既存の協会といふものは財団法人だつたのじゃないかと思ひます。そうするとそこには政府の補助金も付つたでしようが、各航空機会社が、これは財団法人です。が、寄付行為をやつたのだらうと思ひますが、各航空機会社がすでに今までやりました寄付行為による金銭、そういうものは各航空機会社の純然たる損金として、あるいはもうそういう経理をしておるかどうかわかりませんが、あるいは支出といふような形になつておるかもしらぬ。その辺はどういふことにな

るか、自分で出したものは無償になつてしまふといふのはこれは全然ゼロですね。そのところはどうかといふふうになつておりますか。

○小出政府委員 今の協会に對する協力いたします各会社の財産、資産等の関係でございますが、政府補助金は別といたしまして、各会社から出しておきます寄付でございますが、これにつきましては、各会社の経理においては損金としてすでに整理されておる、こういう格好になっております。

○小平(久)委員 各会社の個々の経理とこの税法上の問題といふのは一応別だと思ひますが、従来各航空機会社が協会に出した金ですね。それはどうですか、あなた方知つておりますか。税法上はどういふ取扱ひをしておるのか。損金として認められておるのか、あるいは資産として取扱ひを受けておるかといふことですか。

○小出政府委員 税法上においては損金として取り扱つております。

○小平(久)委員 事実さうだといふお話だから私もそのまゝ受け取つておきますが、しかし果してそう扱われておるかどうか、私ちよつと疑問に思ひますが、事実さうだといふのですから、これは航空機会社についてあるいは税務当局について詳細なことを聞かなければわからないと思ひますから、その点はそれだけにしておきます。

そういうことになりましたと、今まで果計が幾らになるかわかりませんが、今後会社ができた場合、先ほど申しましたように、設計なり試作なり試験なりに使つた費用といふものの全部が、結局新会社の資産の部に移つていくわ

けではなく、従って全部が償却されるわけではないという建前になりますね。そういうことでしょう。今までの分はもう無償になってしまふのだから帳簿に載つていようがないでしょう。また新たに評価面帳簿に載つけるので

○小出政府委員 今までの政府補助金及び各会社からの金額的な面でございますが、各会社からは、昭和三十三年度におきましては四千五百万円、三十三年度においては一億八千万円というものが出ておるわけでございます。これら各点につきまして、新会社においてはこれをいかに経理的にやっ

○小平(久)委員 先ほどの答弁では無償で寄附するといふのだから、今までの分はみんな無償になってしまふのじゃないですか。これはいすれ委員会ができるよりだから、そこで議論されることかと思ひますが……

○小出政府委員 先ほど申しました各会社から出ておる金というものは、御承知のように各会社の出向者が——大体この研究協会は各会社の出向者が大部分でございます。専任職員でございますが、それらの者の人件費の関係等において出資されておる金が相当大きな金額になっておる、こ

○小平(久)委員 その点もただいまの御答弁ではどうも私も明確にできないような気がします。いすれ設立委員会等も設けられるようでありますか

ら、そこらでよく筋の立つようになつて御研究願ひたい。

次に進みます。この新会社の性格、今後の運営方針等でありまして、これにつきましては先ほど田中委員から詳しく質問がありました。田中委員の御質問に対する局長の答弁の中で、この会社は製造、販売は行わないとい

うことを言われたようだが、これはちよつと言葉がまずかつたと思ひます。いすれにしても出資して、みずからの設計によつて現在存する会社に委託製造させてみずから販売する、こういう性格なんだろうと思ひますが、従来いろいろ同種の会社がありますが、いわばこういふ、なるほど政府の金も、出資もありませんが、ある意味において、これは既存の会社の共同会社です

ね。そういう会社といふものは、どうも人的の構成等においても、あるいはその後の協力関係等においても、必ずしも一般が期待するようないかなかな

い。現在の協会も、いわゆる出向の形式で外部の人がきておられるというお話だが、その出向が一流の人がきてやつてくれるならばいいが、ましてや今度は純然たる別個の会社になりますから、そこに果して一流の人を出して

くれるかどうか。それが今まで新しくできた共同会社といふものが、必ずしも期待通りにいかなかった一つの大きな原因ではないかと思ひます。それとまた一たんできてしまつと、この新しい会社に、現在幾つかの会社がある中

な欠陥もやもすれば起りがちであつたといふふうにわれわれは考へるので

すが、それらの点についてはどういふ配慮を払つておられるか、その点を一つ承わりたい。

○小出政府委員 お答えいたします前に、先ほどの財団法人輸送機設計研究協会から引き継がれるべき資産の新会社における処理等につきましては、私の答弁では非常に不十分だと思ひますので、なお十分一つ正確な形において

はつきりしておきたいと思ひます。それから田中先生に対するお答えの中で、製造、販売の面につきましては、私の言葉が足りませんで、申し上げました意味は、今小平先生御指摘の

ような意味でありまして、法律は、製造はするが普通の設備的の意味の製造ではない、販売はやる、こういうことでありますので、訂正をいたしておき

ます。そこで新会社におきましてその人的な構成の問題につきましては、確かに小平先生の御心配の通りの問題が、実はわれわれも非常に心配しておる点で

にこれが國産化の中核体として適正な運営ができるようにやつていきたい。

またそれは現在の機械関係、部品関係あるいは関連各会社の生産分野なり、その能力、設備、技術というよう

な面から見まして、おのずからそこにある程度の基準もできております。各会社の出資比率というよりなことに、これはもちろん考慮はいたしませんが、これも必ずしもそのみによると

いうことも考へる必要はございませ

ん。あるいは適正なる財産処理というよりなものを強力にやつて参らなければならぬ。十分相談して参らばいい人を得られるし、またそういうふう

に指導していきたいと考えております。

場なのかもしれません。どういふ基準というか、方針でやるのか、また將來はこの会社の株式というものは、必ずしも航空機の現在の製造会社ばかりでなく、一般にも公開し、公募するとい

うような道をたどるものなのかどうか、その辺を一つ御説明願ひます。

○小出政府委員 昭和三十三年度さしあたり発足当時に於ける民間出資は二億でございますが、その割振り振りにつきましては、ただいまのところ、すでに日本航空工業会という、御承知の通りの航空機工業の民間団体を中心

しまして、全部の関係会社の人を集めて相談をしていただいております。従つてたゞいま、今日現在におき

まして具体的などういふ基準で、大體の考え方としては航空機の中でやはり機体を中心とさせていただきます。機体関係のメーカーが大半分くらい

を持って、さらにその機体関係の中で、各機体関係会社をどういふふうに分けるかという問題は、またその次に

出

てくるわけでございますが、大體そ

ういうようなことで、あとの半分を修

理関係あるいは部品のメーカーある

いは関連の航空運送事業者というよう

なところに入ります。そこで、一般

応募者がないかもしれないが、しかし一方には非常に将来輸出ができて有利になるのだというよりなことでもうたつておるのですから、それを案しみに受ける、応募したいという者も中にはあるかもしれない。さらにもちろん輸出もできるという段階に至りますならば、これはもう一般に公募してももちろん応募する人もいるかもしれない。将来はそのときにならないけれども、公募することでもできるわけですが、この法律の建前からいへば。

○小出政府委員 さしあたり一般公募の必要がないと申しますか、そういうことは考えてないというだけで、法律上は今御指摘の通りこれを拒否する規定はございません。また、おそらく将来は航空機に關連する部門あるいは関心のある一般産業界の方々の出資も期待できる、かように考えております。

○小平(久)委員 次にこの会社の将来のことですが、この点も先ほど田中君からも触れられたようでありました。が、この会社はさしあたりはYS-11ですが、もつぱらこれの設計、試験、これを中心とした会社ということのようですが、何か政府から出した資料にも書いてありますが、要するにこういう飛行機の開発というものが五、六年もかかる、こういうことでありますから、YS-11に当面全力を注ぐというのとは多少の差がありまして、それが、それだけに専念しておつて、あとに続くものはどうするか、こういう問題が一つあるのじゃないかと思うのです。いわば設計であるとか試験であるとかというものがオーバーラップしながらいかなければ、いわゆる日進

月歩の時代に、こういった飛行機製造界などは追いつかない、タイムリーにいかぬ、こういうことだろうと思うのですが、そういう面はどうお考えになっておりますか。

○小出政府委員 この会社はもうYS-11型の翼座というものを前提として発足するわけでございますが、日本としては最初の国産機でございますので、もちろんこれに全力を集中するのが手一ぱいということになるわけでございます。また一度でございました飛行機は、これを完成するまでには相当の間を要することは、各国ともいづれも同じでございます。従つて、すでに製造を中止しておるような飛行機が、DC-3がまだ今日なお世界を飛んでおるといふような実情でございます。が、もちろんこのYS-11型をもつて終るといふふうには考えていないわけでありまして、将来における量産態勢が整いました場合におきましては、さらにこのYS-11型自身の設計の改良ということも、もちろん絶えず行いますが、さらに余力を持つことができれば、進んで大型のものであるとか、あるいは輸送用のヘリコプターであるとか、あるいは垂直上昇機といふものの研究開発ということも考えられますが、これらの点につきましても、将来どういふ機種を考へるかといふようなことについては、もちろん将来の問題として考へる以外には、まだ今日の段階においてはYS-11型に全力を注ぐ以外にはないのではないかと申しますけれども、もちろんこれだけで終る、これ以外のものには手をつけないという趣旨のものではないと考へます。

○小出政府委員 先ほど申し上げましたように、さしあたりはこのYS-11型の量産態勢を整へることにしておろく手一ぱいだらうと思つて、もちろんお話のようにそれが全部終了して、それからまたゆつくり次のものにかかるといふような考えではございませぬ。余力ができましたならば、できるだけ早くこれと並行して、さらに他のと申しますか、より進んだものと申しますか、新しい研究開発にも手をつけるべきじゃないか、かように考へます。その間の、それなら大体いつの時期になるかということにつきましては、将来における国内あるいは国際的な情勢ともならみ合せて、航空機工業審議会というよりなところでも、絶え

ず御審議をいただきまして、機種なりあるいは設計の決定をしていく、かように考へております。

○小出政府委員 では次に設計試験の段階における資金關係について若干お尋ねいたしますが、これも先ほど田中君から質問がありました。この政府の資料を見ると、いづれにしても三十五年、三十六年度ですか、これがピークのようですね。そして先ほど申し上げた出資の關係についてのお尋ねが政府の都合等からすれば、三十五年度が十五億一千五百万円、三十六年度が十五億、これだけ要するといふが、これもこの需要には政府はこたえきれないのではないかと。もちろんそれだけ熱意があれば一番けつこうなんです。が、そのなると結局は借入金なり社債なりという問題になるのじゃないかと思ふ。その規定もこの法案のうちにはあるようですが、その辺はどう考へておられますか。

○小出政府委員 お話の通り一応量産態勢が整います昭和三十八年度までに総額三十九億五千五百万円という經費を予定しておるわけでありまして、年度別には、三十四年度は出資、補助金その他を合せまして五億六千万円という總經費でございまして、三十五年度あるいは三十六年度、この辺が相当ピークでございまして、いづれも十五億円というような金額になるわけでありまして、これをどういふふうにしてまかなうかという問題につきましても、私どもとしてはできるだけ政府出資の増額というよりな点につきましてもは努力をいたしたいと思つて、また大蔵省方面との今年三十四年度の予算折衝

の過程等におきましても、御承知の通り經濟援助資金特別会計から、さらに引き続き将来も出資が継続されるという予想は大体私どもも持つております。出資の点につきましても、相当程度三十五年度以降におきましても、期待できるのではないかと考へます。足りない分は、もちろんこれもできるだけ低利の資金でまかなつていく必要がありまして、開發銀行の融資なり、そういった財政投融資關係などによりまして援助していきたいと考へます。

○小出政府委員 先ほど局長のお言葉のうちに、あつたやうですが、この会社と石油資源開發公社、これは性格が同じやうなものだ、なるほどこれは人間が設計しておるのですから、皆さんだいが自信があるやうだから、石油資源開發の試掘ほど危険性はないかもしれないが、それにしても果して皆さんが御想像なさつておるほど輸出にまで手が伸びるのかどうか、この点も私は若干疑問があります。大体の性格は同じやうなものです。そこで石油資源開發公社の關係においては、今国会におきまして借入金等の政府保証の措置をとつたわけですが、ところがこの法案にはそういう規定は一向ないやうですが、局長が努力されることは當然であり、またそれを期待しますが、なかなか財政資金だけで十五億程度の金を、若干は民間もありまして、これをまかなうことができないというやうなことになると、これは来年、再来年あたりは、この会社が非常にピンチということになるを得ない。そこでどうしても借り入れなり社債の発行

なりをする。この社債の発行をする

ら、何か予想のコストというものがあ
るのだらうと思うのですが、そういう
ものも――まあ今なければあとも
付くところで、参考資料として出
していただきたいと思います、どう
いうところで、いわば後進的なわが国
の飛行機工業というものが、他国より
も安くできるのか、その辺もちょっと
説明して下さい。

○小出政府委員　まず前段のロー
ルス・ロイスとの提携の問題でござい
ますが、これはすでにロールス・ロイ
スとの間に話し合いが進められており
まして、ロールス・ロイスの技術者が
二名ですか、すでにこちらに来て、輸
送機設計研究協会と提携をとりなが
らやっているわけでございまして、これ
につきましては、十分にできると思
います。特に、御承知のように、イギ
リスの航空機産業というのは、輸出産
業ということが最大の重点になってお
ります。従つて、これらの面につきま
しては、向うも相当積極的に日本に對し

て輸出するといふ意欲は十分にあると思ひます。

それから第二の経済的な経済性の面でございますが、これも一機当り約三億五千万円という計算を出したのでございませうが、これはもちろん積み上げた一応の検討をしたものでございまして、航空輸送関係の会社の経営の中の大体六〇％ないし七五％というものは、輸送機を運航する直接運航費といふことになっておりまして、運航費が安いからかというところが、結局価値判断の一番最大の要点になっておるものでありまして、これらの運航費を国際的な基準によつていろいろ比較検討いたしまして、既存のDC-3ないしDC-4、そういうレシプロ機と比べましてYS-11は大體二〇％以上安いといふふうに考えます。従いまして、そういうふうな面からいたしまして、コスト的には十分国際的にも引き合ふだらうといふふうに考えられますし、それから先ほどお答えいたしましたように、この会社自身といたしましていろいろ金利、償却あるいは営業費、販売費といふような面につきましては、かなり弾力的に見積つて十分の余裕をもつて計算してありまして、かりに材料費等において多少の値上りがあるといひましたとしても、十分それを吸収して、一機当りのコストを低く抑えるといふことができると考えられますし、量産態勢に入りますれば、ますます量産によるコスト・ダウンといふことで、経済性の点においては有利にやつていくだらう、かように考えておる次第であります。

○小平(久)委員 そのコストの関係はどういう計算で出のか、もし資料が

ありましたら参考のために、あとでかつこうですから、一つ御提出願ひたいと思ひます。

それから今のお話のうちにありますでしたが、コストが安くいくといふことももちろんですが、何と申しまして航空機の場合には安全性といふものが一番大きな問題だらうと思ひます。聞くところによると、このYS-11というのは双発だそうでありまして、これはわれわれしろろと飛行機に乗る場合でも、どうも双発に乗ると何となく心細い感じがします。双発から四発に乗ったときには大へん心強いような感じがしますし、逆に四発から双発に乗る感じがします。これは何か心細いような感じがする。これは単なる説明では済まないのです。双発でも大丈夫なんだと、いかにいわれても、多少運賃をよけい払つても、四発に乗った方が安全なような感じがする。少くもわれわれしろろとはそういう感じを抱くのです。それで私は飛行機屋さんの専門家の一、二人の人に聞いてみたことがあるのですが、一体双発の場合と四発の場合とでは安全率が高いかということなんです。それは四発が全部完全なものでなければ、これは幾ら十つけようが二十つけようがだめといふことになるでしょうが、しかし一般的にいえば、やはりどちらの性能も同じだといふことにすれば、双発よりも四発の方が安全だ、こういうことに何かなるらしいように私は聞いておるのですが、そういう点で今度のYS-11一型といふものは、先ほど申しましたが、日本ではとにかく初めて作るのですから、だれもこれの安全性は、計算上はして

いるのかもしれないけれども体験した者がいない。それを輸出まで当て込んでやらうといふのですが、従つて安全性といふものを、よほど重視して設計をされなければならぬし、もちろんそうされていくことは思ひますが、ただわれわれ一般人の感じといふか——感じだからこれはどうもしようがないと言われればそれまでいふ配慮を払つて、あるいはどういふ確信に立つて双発を採用されることになっておるのか、その点も一つ承つておきたいと思ひます。

○小出政府委員 最初の国産機としてなぜこれを双発にしたか、四発の方が少くとも安全感があるのではないかと一いつ点につきましては、全く同じような感じを実は私もしろろの一人として持つておつたわけでありまして、従いまして、もちろんそういう飛行機を作つて売り出す以上は、一度でも事故が起りますと直ちに信頼性、安全性がなくなりまして売れなくなるというところで、従つてその航空機の安全性、信頼性といふことは、生産者としてあるいは販売者としては一番重点を置いて考えている点だと思ひます。従いまして、私がここで幾ら説明をいたしても、技術屋ではないものでございまして、私たちが、御納得がいかないかと思ひます。そういう気がいたしましたので、専門の技術屋さん等にくいほどこの点につきましては確かめまして、大丈夫だといふ答えを得、またそういう確信を私も自身も持つたわけでございます。

すでに先進国におきまして、たとえばオランダのフレンドシップとかある

いはフランスのキャラベル、これはジェット機でございます。それからソ連のTU-104、これもジェット機であります。

が、こういうより最近できております新鋭機はいずれも双発でございます。従つて双発だから四発よりは不安である、安全性が低いといふことはやはりなつていないようでございます。ことに信頼性、安全性につきましては、何と申ししてもエンジンが一番重点でございます。そのエンジンにつきましては、先ほど申しましたようにロールス・ロイスのダート10、ターボ・プロップ・エンジンを選定したわけでございます。これを試験がないと申ししても、そういうダート10エンジンそれ自体は、運航以來十二年を経過しております、それのただ改良型でございます。十分これは信頼性があるといふことでございまして、また信頼性、安全性と同時に経済性といふものもあわせて加味して考えなければならぬし、それらを全部総合いたしますと、やはりこの際は双発といふことが最も適当であり、かつ大丈夫である、こういうふうなことでございまして、先般DC-3の墜落に伴ひまして航空安全懇談会というのが政府全体、運輸省あるいは科学技術庁、通産省共同で持たれたわけでありまして、民間のあらゆる方面の学識経験者を集めまして、十分その事故の原因等も検討いたしましたのですが、双発なるがゆえにという結論は全然出ていないわけでありまして、そういうような点におきまして、あるいはお答えにならぬかと思ひますが、私もどしどし十分その点を検討したつもりでございます。それらの点を信頼いたしました上

で、こういう計画を作つた次第であります。

○小平(久)委員 だいぶ時間も経過しましたから、私はあと一点だけで質問を終わりますが、ただいまの点につきましては、局長の御説明の通り、おそらく専門家の意見を尊重する、こういう一言に尽きるところの思ひますが、ただ専門家の意見はまさに尊重しなければならぬが、一般使用者の感じといふものも無視できないものから、この点は一つさらに専門家等と打ち合はれて、一般利用者が安心できるように一つお願いしたいと思ひます。

そこでエンジンの問題ですが、これはさしあたり輸入するよりほかにないでしょうが、国内での生産といふ点については、一体どういふ計画なりお考えなりをお持ちですか。

それと機体の材料、これについては今度の設計からいふと、ほとんど国産でいけるのかどうか。現在の防衛庁の飛行機などでも一部は輸入をしておるとも聞いておりますが、かりに輸入するとなればどのくらい輸入しなければならぬのか。さらにさかのぼれば、日本の自動車工業の発達過程を見ると、格好だけはいかに外国に劣らぬようなものができたが、少し使っているうちにすぐガタがきてしまつていくことで、長年信用が得られなかつたのであります。その根本はもちろん工作方法にもよりまゝしうが、むしろ材料の面での欠陥といふものが、より根本的な欠陥であつたのではないかとわれわれは考えておるわけですが、一体航空機の機体の材料等についてもこれは最近金属材料研究所などもできましたし、研究なさつておるのだと思

います。しかし終戦後はこの面でも一つのブランクがあるわけです。国産の機材というものが果して現状において、そのまま信頼できるのかどうか。あるいはこれの改善というようなことについて、どういう手を打っておるのか、結局はここに帰着するのではないかと思うのですが、工作機械を外国から入れてきて、工作はできるということになると思いますが、結局は材料、材質の問題、こういうことになると思うのですが、そういう面で一体どういう対策を講じられるのか、最後にそれだけを承わって、せっかくできる会社です、また当局が非常に熱を入れておられることもわれわれは感知するところでありますので、その目的が十分達せられるように希望しながら、私の質問を終わります。

○小出政府委員　まずエンジンの点でございしますが、もちろんロールス・ロイスのエンジンは輸入してやるわけでありませうけれども、いつまでもエンジンにつきまして輸入に依存するということとは、国際収支の面から申ししましても、また国内のエンジン関係の技術の向上、あるいは生産対策確立の面などからも不適当でございしますので、この面についてもできるだけ早く国産化を進めたいと思います。御承知のように現在エンジン関係につきましては、日本ジェット・エンジンという会社、これもある程度の国家的な会社でございします。これにつきまして、今年度わずかにございしますけれども、このターボ・プロップ・エンジンの研究開発のために補助金もすでに交付しております。今後やはり八年くらいかかるかと思

いますけれども、エンジン関係についての研究開発促進というようなことにしてもできるだけ促進したい、かように考えております。それから機体の材料関係等でございますが、これは全部国産でやる予定であります。

それから防衛庁関係につきまして、輸入の面がございますけれども、これは戦闘機等のいわゆる超音速のジェット戦闘機というようなものがございまして、これは非常に材料がしっかりとっていないと耐えられないという面もございまして、これらのようなものになりますと、やはり輸入に待つ面がございまして、けれども、しかし国産のジェット機等につきましても、やはり大型機材以外は全部もうすでに国産でまかなっております。従ってこういつたプロペラ・エンジンの飛行機等におきましては、十分国産でやれると思えます。ただそれらの材質の改良等につきましては、もちろんあらゆる試験研究機関あるいは生産機関を通じて、その改善、改良にはできるだけ手を尽していきたい、かように考えております。

○長谷川委員長　私が一つ聞きますけれども、エンジンは技術提携しやなくて、売買契約ですね、何力年とかいふ……。

○小出政府委員　そうです、輸入でございます。

○長谷川委員長　本日は、これにて散会いたします。

次会は来たる二月十七日火曜日午前
十時より開会いたします。
午後二時三十分散会

【参照】
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第六一号）に関する報告書
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第六二号）に関する報告書
【別冊附録に掲載】